

総務文教常任委員会

日 時 平成29年6月20日(火)

午前9時30分から

場 所 全員協議会室

議 題

1 付議案件(4件)

- (1) 議案第30号 射水市市税条例の一部改正について
- (2) 議案第38号 動産の取得について
- (3) 議案第39号 動産の取得について
- (4) 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

2 報告事項(5件)

- (1) 旧新湊庁舎跡地利活用事業 実施方針(案)について
(企画管理部 政策推進課 資料1)
- (2) 第3次射水市行財政改革集中改革プラン実績報告書(平成28年度分)
(企画管理部 人事課 資料1)
- (3) 「早出・遅出勤務」の本格実施について
(企画管理部 人事課 資料2)
- (4) 平成29年度いみず鳳雛きらめき塾の実施について
(教育委員会 学校教育課 資料1)
- (5) 射水市立射北中学校グラウンド改修工事に伴う鉾さいの処理について
(教育委員会 学校教育課 資料2)

3 その他

旧新湊庁舎跡地利活用事業 実施方針（案）について

1 これまでの経緯

- ・平成27年3月 「各庁舎建物及び跡地の利活用について」
新湊庁舎跡地：民間活力の導入を視野に入れながら、公共交通ターミナル及び複合交流施設の整備を図る。
- ・平成28年度 新湊庁舎跡地利用支援業務
民間事業者に対する意向調査を経て、民間事業者主体による事業化の可能性が高いことを確認した。
- ・平成29年度 旧新湊庁舎跡地利活用事業アドバイザー業務
民間意向調査を通じ、より具体的な条件調整、事業スキームの検討を行っている。今後、平成29年6月末に事業実施方針を公表したうえで、民間事業者との個別対話を実施し、平成29年10月には民間事業者募集（公募型プロポーザル）を行う予定である。

2 実施方針（案）の概要

（1）事業名称

旧新湊庁舎跡地利活用事業

（2）事業対象用地

- ・旧新湊庁舎跡地 約12,000 m²
- ・射水商工会議所所有地 約1,300 m²

（3）事業目的

公共交通ターミナル及び複合交流施設の整備

（4）基本方針

- ・新たな賑わいの創出につながる施設計画
（公共交通や他地区との動線整備、周辺観光資源との連携強化等）
- ・地域への貢献
（地域経済の振興、地元雇用の創出等）
- ・ユニバーサルデザインに配慮した施設計画
（市民の誰もが安心して快適に利用できる施設）

(5) 導入予定の公共施設

- ・新湊地区センター
- ・コンベンション施設（多目的ホール）
- ・市民交流スペース 等

(6) 事業方式

市が民間事業者に対して土地の貸し付け等を行い、民間事業者が事業提案に基づき、自らの責任と負担により施設の設計、建設、維持管理を行う方式とする。

市や地元事業者は、テナント若しくは区分所有により本施設に入居する。

(7) 事業スケジュール

年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
スケジュール	庁舎跡地利用支援業務	事業者選定 実施方針公表（6月） 公募型プロポーザル公告（10月頃） 優先交渉権者決定（2月頃）	契約締結（4月） 設計（民間事業者） ・旧庁舎解体工事	整備工事（民間事業者）	開業準備 開業

旧新湊庁舎跡地利活用事業

実施方針（案）

平成29年6月

射 水 市

目 次

第 1 事業に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業目的	1
(3) 基本方針	1
(4) 事業者の収入	2
(5) 事業方式	2
(6) 事業期間	2
(7) 事業に必要と想定される主な根拠法令等	2
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	3
1 事業者選定の方法	3
2 選定の手順及びスケジュール	3
3 応募者の備えるべき参加資格要件	4
(1) 応募者の構成等	4
(2) 応募者の資格要件	4
(3) 業務ごとの資格要件	6
(4) 参加資格確認基準日	7
4 募集に関する手続等	7
(1) 実施方針等に関する説明会	7
(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付および回答の公表	7
(3) 第 1 回個別対話	8
5 事業者選定に関する事項	8
(1) 基本的な考え方	8
(2) 審査手順に関する事項	9
(3) 事業者の選定	9
6 基本協定の締結	9
7 事業契約の締結	9
8 提出書類の取扱い	10
(1) 著作権	10
(2) 特許権等	10
第 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
1 提供されるサービス水準	11
2 事業者の責任の履行に関する事項	11
3 市による事業の実施状況の監視	11
(1) モニタリングの実施	11

(2) モニタリングの時期	11
(3) モニタリングの費用の負担	11
第4 立地並びに規模及び配置に関する事項	12
1 立地条件	12
(1) 敷地概要	12
(2) 敷地現況	13
(3) 導入機能	14
2 事業用地の使用	14
3 業務分担	15
4 予想される責任及びリスクの分担	16
(1) 責任分担の考え方	16
(2) 予想されるリスクと責任分担	16
5 民間施設整備運營業務の提案に係る条件	16
第5 事業計画及び事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	17
第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	18
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	18
(1) 事業者の債務不履行による事業契約の解約	18
(2) 事業者の倒産等の場合	18
(3) 損害賠償	18
2 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合	18
3 その他	18
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	19
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	19
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	19
3 その他の支援に関する事項	19
第8 その他事業の実施に関し必要な事項	20
1 情報公開及び情報提供	20
2 応募に伴う費用負担	20

別添資料

別添資料 1 リスク分担表（案）

別添様式

別添様式 1 実施方針等に関する説明会参加申込書

別添様式 2 実施方針等に関する質問書

別添様式 3 実施方針等に関する意見書

別添様式 4 第 1 回個別対話参加申込書

第1 事業に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

旧新湊庁舎跡地利活用事業（以下、「事業」という。）

(2) 事業目的

観光・ものづくりゾーンとして、豊富な観光資源を生かし、安定的に交流人口を受け入れるため、公共交通（万葉線、コミュニティバス、路線バス等）の結節点として、観光機能も備えた公共交通ターミナルの整備を図る。併せて、新湊地区センターや市民交流機能のほか、観光振興機能も備えた複合交流施設の整備を図る。

(3) 基本方針

ア 本事業の基本方針

事業を実施するために選定された単体企業又は複数の企業により構成される事業者（以下、「事業者」という。）は、以下に示す方針等に基づき、事業を行うものとする。

(ア) 新たなにぎわいの創出へつなげる施設計画

- ・公共交通（あいの風とやま鉄道、万葉線）や他地区との動線整備（コミュニティバス等）を視野に入れた点在する観光資源との連携強化、観光客の受け入れ及び情報発信体制（観光機能）の確保を行う。

(イ) 地域への貢献

- ・事業の実施にあたっては、地域経済の振興や地元雇用の創出を行う。
- ・地域住民が集う交流の場としての位置付けの強化を行う。

(ウ) ユニバーサルデザインに配慮した施設計画

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、乳幼児から高齢者、障がい者まですべての市民にとって使いやすく、安心して快適に利用できる施設とする。

イ 公共施設の整備方針

地区センター、コンベンション施設等は、以下に示す方針等に基づき、施設整備を行うものとする。

なお、市が整備する下記の公共施設に加え、事業者の提案する公共施設を市が整備することも検討する。

(ア) 新湊地区センター

- ・証明書発行等の市民サービスを実施する施設とする。

(イ) コンベンション施設

- ・複数の企業が入居する機能、日常の市民活動を補助し市民や企業にとって利便性に優れた会議室を備えた施設とする。
- ・会議室は、多目的ホールとしての利用も想定し、柔軟な運用に配慮した施設とする。

(ウ) 市民交流スペース

- ・住民の学習・文化活動・市の子育て・家庭・若者支援・訪問者との交流の場となる市民交流センターを備えた施設とする。
- ・施設利用者間の交流や情報交換が活発になされ、市民の交流活動意欲をさらに高めるような施設とする。

(I) 観光案内施設

- ・コミュニティバスの情報提供や観光資源の紹介を行う施設とする。

(4) 事業者の収入

ア 施設整備費、管理運営費など、事業実施に伴い事業終了までに発生する費用は、事業者がすべて負担する。

イ 管理運営期間中、事業代表企業は、定められた定期借地料を市に支払う。

ウ 事業者の収入は、民間施設を事業者自らで管理運営を行い、利用者から直接利用料を得るか、運営委託を行ったテナント等から使用料を得るものとする。なお、事業者の提案により、民間施設の一部又は全部を第三者へ売却し、売却費用を得ることも可能とする。

(5) 事業方式

市が民間活用用地に借地借家法（平成3年法律第90号）第22条又は第23条に定める定期借地権を設定し、事業者に対して貸し付けた上で、事業者が事業提案に基づき、自らの責任と費用負担により、施設の設計・建設・維持管理及び運営を行う。ただし、事業者の提案に応じて、敷地の一部を売却することも検討する。

なお、事業者が整備した施設のうち、公共施設については市が事業者から賃借し、公共交通ターミナルについては市が事業者から買い取って、自ら運営する予定である。

(6) 事業期間

事業者の提案による。

(7) 事業に必要と想定される主な根拠法令等

本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守すること。

なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者がその許認可等を取得すること。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定の方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定方法は、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

2 選定の手順及びスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、次のとおりである。

表1 選定のスケジュール(案)

日程(予定)		内容
平成29年	6月 日()	実施方針の公表 実施方針等に関する説明会の参加申し込み受付開始
	7月5日(水)	実施方針等に関する説明会の参加申込み締切
	7月10日(月)	実施方針等に関する説明会の実施
	7月10日(月)	第1回個別対話の参加申し込み受付開始
	7月12日(水)	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
	7月14日(金)	第1回個別対話の参加申込み締切
	7月31日(月)	実施方針等に関する質問・意見の回答公表
	8月7日~10日	第1回個別対話
	9月下旬	募集要項等の公表
	9月下旬	募集要項等に関する説明会の実施
	9月下旬	第2回個別対話の参加申し込み受付開始
	10月上旬	第2回個別対話の参加申込み締切
	10月上旬	募集要項等に関する質問の受付締切(第1回)
	10月中旬	募集要項等に関する質問の回答公表(第1回)
	10月下旬	第2回個別対話
	11月上旬	参加資格申請・審査開始
	11月上旬	参加資格申請・審査終了
	11月中旬	資格審査結果公表
	11月中旬	募集要項書等に関する質問の受付締切(第2回)
	11月下旬	募集要項書等に関する質問の回答公表(第2回)
平成30年	1月上旬	提案書の受付
	2月中旬	優先交渉権者の決定・公表
	2月下旬	基本協定締結
	3月中旬	仮契約締結
	4月上旬	事業契約締結

9月下旬の募集要項等の公表以降の詳細については、募集要項等の公表において示す。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、事業概要に含まれる各業務を実施する単体企業又は複数の企業により構成される応募グループ(以下「応募グループ」という。)とする。
- イ 応募グループは、各業務を実施する企業(以下、「構成企業」という。)から構成するものとする。
- ウ 応募グループは、構成企業のうち事業者が実施する各業務について全体の統括を行い、本市と契約を締結する企業(以下、「事業代表企業」という。)を定めるものとする。単体企業の場合には当該企業をもって「事業代表企業」とする。
- エ 事業代表企業は、応募登録書類提出時に、設計業務をとりまとめる業務の代表企業(以下「設計業務代表企業」という。)、建設業務をとりまとめる業務の代表企業(以下「建設業務代表企業」という。)及び工事監理業務をとりまとめる業務の代表企業(以下「工事監理業務代表企業」という。)を定めるものとする。
- オ 応募者は、構成企業が自ら民間施設の運営業務を実施しない場合には、その業務を実施する者(主としてテナントを想定)を応募登録書類提出時に定めるものとする。この企業を以下「運営協力企業」という。
- カ 応募登録書類の提出後は、応募者及び運営協力企業の構成を変更又は追加することを、原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情により応募者又は運営協力企業を変更又は追加する場合で、本市が承諾した場合に限り、これを認めるが、この場合であっても事業代表企業の変更は認めないものとする。
- キ 単体企業又は一つの応募グループに属している事業代表企業もしくは構成企業、運営協力企業は、他の応募グループに参加することはできないものとする。

(2) 応募者の資格要件

応募者(主たる運営業務を運営協力企業が行う場合は、当該企業を含む。)は、次に掲げる資格要件を満たすこと。なお、資格要件の確認基準日は応募登録書類及び事業提案書の受付日とし、基本協定締結までの期間に応募者(業務ごとの資格要件については当該業務に当たる企業のみ)が下記資格要件を欠くような事態が生じた場合には、基本協定の締結はできないものとする。

ア 応募者の応募資格要件

- (ア) 「要求水準書」に定める本事業において整備する公共施設及び民間施設の建設、民間施設の経営に必要な資格、資力及び信用等を有するものであること。
- (イ) 「要求水準書」及び各種関係法令等に適合して、自ら公共施設及び民間施設を建設し、それが完了した後、公共施設部分については本市に引渡し、民間施設部分について継続して自ら営業することができる者、又は第三者に営業を行わせることができる者であること。
- (ウ) 公共施設及び民間施設の建設及び民間施設の経営に係る資金計画が適切であり、かつ、その計画を確実に実施できる者であること。
- (エ) 本市と締結する基本協定等の契約を遵守できる者であること。

イ 業務実施に係る共通の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4の規定に該当していないこと。
- (イ) 射水市入札参加資格停止要領(平成18年射水市告示第74号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けていないこと。
- (エ) 破産法(平成16年法律第75号)第30条に基づく破産手続き開始の決定がなされていないこと。
- (オ) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
- (カ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第41条の規定に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法(平成11年法律第225号)第33条の規定に基づく再生手続開始の決定の事実がないこと。
- (キ) 会社法(平成17年法律第86号)第514条に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。
- (ク) 最近1年間に国税・地方税の滞納をしていないこと。
- (ケ) 過去において、以下の行為をしていないこと。
 - a 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - b 本市が執行した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正な利益を得るために連合したもの。
 - c 本市と事業者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - d 本市の監督又は検査(地方自治法第234条の2第1項の規定によるもの)の実施に当たり職員の執行を妨げた者。
 - e 本市との契約において正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- (コ) 次に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと。
 - a 暴力団とは、暴対法第2条第2号に規定する団体。
 - b 暴力団員とは、暴力団の構成員。
 - c 暴力団準構成員とは、暴力団以外の者であって暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当する者。
 - a) 暴力団の威力を背景に、暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれのある者。
 - b) 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。
- (サ) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力でないこと。

- (シ) 次に規定する、本募集に係る業務に関与した者又はその関連会社でないこと。
 - a 旧新湊庁舎跡地利活用事業アドバイザー業務
 - a) 株式会社 長大
 - b) 東京丸の内法律事務所
 - b 上記 a の業務に関与した者の関連会社で次に該当する者
 - a) 当該業務に関与した者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - b) 当該業務に関与した者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - c) 代表権を有する役員が、当該業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- (ス) 本募集に係る検討会議の委員本人又は委員が属する企業及びその関連会社でないこと（関連会社の定義は、前出(シ) b を準用する。）

(3) 業務ごとの資格要件

ア 設計・工事監理業務に当たる者

- (ア) 射水市契約規則（平成 17 年射水市規則第 29 号。以下「規則」という。）第 17 条に規定する測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する者であること。
- (イ) 射水市入札参加資格停止要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (ウ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (エ) 構成企業が複数で設計・工事監理業務に当たる場合は、その全ての企業が上記(ア)、(イ)及び(ウ)の条件を備えていること。
- (オ) 事業提案内容と同等、又は、それ以上の施工規模の建築一式工事を元請として施工した実績（過去 10 年以内に完工している建物）を有すること。
- (カ) 構成企業が複数で設計・工事監理業務に当たる場合は、構成企業のうち、1 以上の企業が上記オの条件を備えていること。

イ 建設業務に当たる者

- (ア) 規則第 17 条に規定する工事の入札参加資格を有する者であること。
- (イ) 射水市入札参加資格停止要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (ウ) 建設業務代表企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- (エ) 事業提案内容と同等、又は、それ以上の施工規模の建築一式工事を元請として施工した実績（過去 10 年以内に完工している建物）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。
- (オ) 構成企業が複数で建設業務に当たる場合は、構成企業のうち、1 以上の企業が上記(エ)の条件を備えていること。

(4) 参加資格確認基準日

資格要件等の確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

4 募集に関する手続等

(1) 実施方針等に関する説明会

実施方針等に関する説明会並びに現地説明会を以下のとおり実施する。

ア 実施方針等に関する説明会

(ア) 日時

平成 29 年 7 月 10 日 (月) 時 分から (受付: 時 分から)

(イ) 場所

(ウ) 注意事項

- ・説明会当日は実施方針等は配布しないため、各自持参すること。
- ・説明会当日は質問・意見は受け付けない。

(イ) 参加申込方法

別添様式 1 実施方針等に関する説明会申込書に記入の上、平成 29 年 7 月 3 日 (月) 17:00 までに、末尾に記載の「実施方針に関する問合せ先」まで、原則として電子メールでのファイル添付により提出すること。

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付および回答の公表

実施方針等に関する事業者からの質問・意見を次のとおり受け付け、回答する。

ア 受付期間

平成 29 年 7 月 5 日 (水) 9:00 ~ 平成 29 年 7 月 12 日 (水) 17:00 必着

イ 受付方法

別添様式 2 実施方針等に関する質問書もしくは別添様式 3 実施方針等に関する意見書に記入の上、末尾に記載の「実施方針に関する問合せ先」まで、原則として電子メールでのファイル添付により提出すること。

なお、提出のあった質問・意見について、市が必要と判断した場合には、個別ヒアリングを行うことも予定している。

ウ 質問・意見に対する回答の公表

事業者から集まった質問及び意見に対する回答は、質問者及び意見者の特殊な技術やノウハウ等に関するもの、並びに、質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 29 年 7 月 31 日 (月) を目途に、市のホームページにおいて公表する予定である。

(3) 第1回個別対話

本事業をよりよいものとするため、実施方針等についての意見を聴取し、サービス水準の質を高めるに資すると判断される意見を募集要項等の公表資料に盛り込むことを目的として、実施する。

参加方法等については以下のとおりである。

ア 日時

平成29年8月7日(月)～平成29年8月10日(木)

時間は参加申込の状況に応じて決定する。

イ 場所

ウ 参加資格

次の事項を満たす事業者について、個別対話の参加を可能とする。

(ア) 本事業に応募しようとする事業者

(イ) 個別対話の実施日に「第2-3」の要件を満たしている事業者

エ 参加申込方法

別添様式4第1回個別対話参加申込書に記入の上、末尾に記載の「実施方針に関する問合せ先」まで、原則として電子メールでのファイル添付により提出すること。

(ア) 申込期間

平成29年7月10日(月)9:00～平成29年7月14日(金)17:00必着

(イ) 実施日時等の確定

個別対話の実施時間は、原則として、先着順とするが、参加申込者が多数の場合は、参加できないこともあるので、早めに申し込むこと。なお、個別対話の実施日時等については、参加申込のあった事業者すべてに別途連絡する。

オ 個別対話の位置づけ等

個別対話は、あくまで市と応募者の意思疎通を図る場であり、応募者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、応募者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

なお、特定の応募者との個別対話のなかで出た話題で、全ての応募者に周知すべき事項が生じた場合には、必要に応じてホームページにてその内容を公表する。

第1回個別対話は、実施方針等の内容について個別対話を行う。第2回個別対話は、募集要項等の公表後、募集要項等の内容について個別対話を行う。

5 事業者選定に関する事項

(1) 基本的な考え方

審査方法については、学識経験者等で構成する射水市庁舎跡地利活用事業者検討委員会

(以下「検討委員会」という。)で行うものとし、募集要項等と併せて公表する。

検討委員会は、施設整備、維持管理及び運営等の各面から総合的に提案書の審査・評価を行い、その結果を市長に報告する。

提案書の提出後、応募者の構成員が備えるべき資格要件を欠く事態が生じた者及び検討委員会の委員に対し事業者選定に関して自己に有利になる目的のための接触等の働きかけを行った者は、失格とする。

(2) 審査手順に関する事項

本事業の審査は、「資格審査」と「提案審査」により行うものとする。具体的な基準については、募集要項等の公表時に示す。

ア 資格審査

- ・ 応募者の備えるべき資格要件の有無の確認

イ 提案審査

- ・ 提案価格の確認
- ・ 要求水準到達の確認
- ・ 募集要項等と併せて公表する「優先交渉権者決定基準」に基づいた提案内容の評価
- ・ 提案価格と提案内容の評価結果の総合評価

(3) 事業者の選定

市は、検討委員会による評価結果の報告をもとに優先交渉権者を選定する。

6 基本協定の締結

市は本事業の優先交渉権者との間で、本事業契約の締結等に関する基本的な事項を定めた基本協定を締結する。

なお、応募グループの事業代表企業が、基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合には基本協定は締結しない。

7 事業契約の締結

市は応募グループと仮契約を締結し、事業契約を締結する。

ただし、優先交渉権者の事業代表企業が仮契約締結時までの間に指名停止等に該当する場合には仮契約は締結しない。

なお、優先交渉権者の事業代表企業以外の構成企業が仮契約締結時までの間に指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、優先交渉権者は、市が別途指定する期間内に、事業代表企業以外の構成企業を除外し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。その内容を市が承認した場合には、仮契約を締結する。

8 提出書類の取扱い

(1) 著作権

参加にあたり、応募者が市に提出した書類の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業の内容を公表する場合、その他市が必要とする場合には、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、提出された提案書は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負う。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書に提示する。

2 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

また、事業の実施にあたっては、事業契約書や要求水準書で定められた規定や水準等及び提案内容を満たしているかを自ら検証するセルフモニタリングを実施する。

3 市による事業の実施状況の監視

(1) モニタリングの実施

市は、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するため、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

(2) モニタリングの時期

ア 基本設計・実施設計時

市は、事業者によって行なわれた設計が、市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

イ 工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置して工事監理を行い、定期的に市から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

ウ 工事完成・施設引渡し時

事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受ける。この際、市は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、市は補修又は改造を求めることができる。

エ 施設供用開始後(維持管理・運営段階)

市は、維持管理・運営段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

(3) モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用は、市の負担とする。その他の費用は、事業者の負担とする。

第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

(1) 敷地概要

事業予定地の敷地概要及び建築基準法等による法規制等の条件を表2及び図1に示す。

表2 本事業用地の概要

項目		内容
所在地及び敷地面積		旧新湊庁舎跡地（本町二丁目97）12,177.740 m ² 商工会議所敷地（本町二丁目102-4）1,340.58 m ²
都市計画による制限	区域区分	近隣商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	300%
	道路斜線	1.5 勾配（適用距離 20m）
	隣地斜線	31m + 2.5 勾配

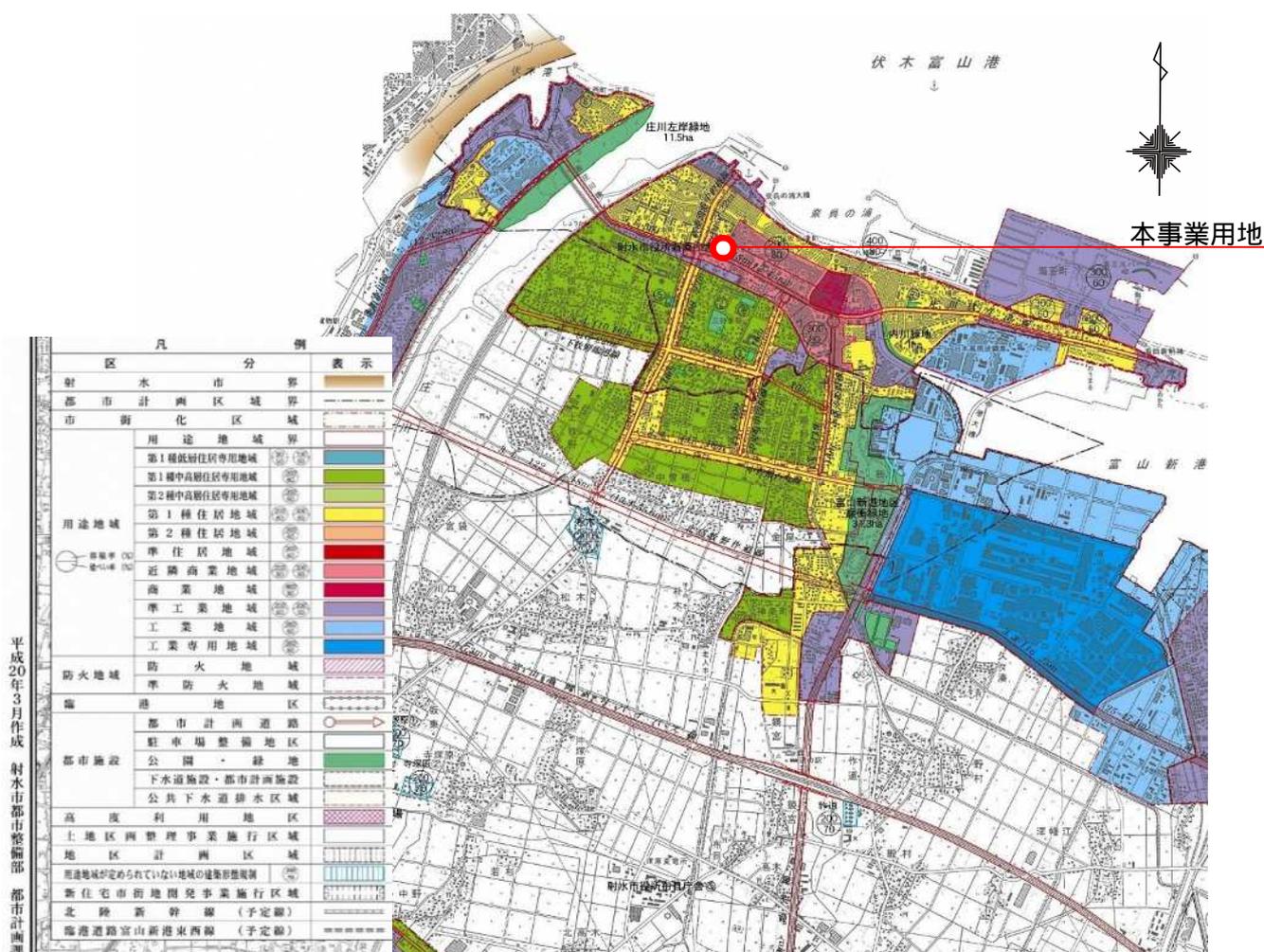


図1 都市計画総括図

(2) 敷地現況

現在、本事業予定地に存在する既存施設を、表 3 に示す。

なお、本事業予定地に隣接する商工会議所の用地についても、応募グループは、商工会議所と事前に調整すること。

表 3 本事業予定地の現況

区分	No	施設名称	備考
屋内 施設	1	旧新湊庁舎	除却
	2	旧保健センター	除却
	3	商工会議所	移設を検討
屋外 施設	1	下水道本町中継ポンプ場及び圧送管	存続
	2	消雪ポンプ場	存続
	3	消雪井戸	移設を検討
	4	強振観測施設	存続
	5	庁舎敷地排水路（県道占有許可物件）	存続
	6	車庫	除却

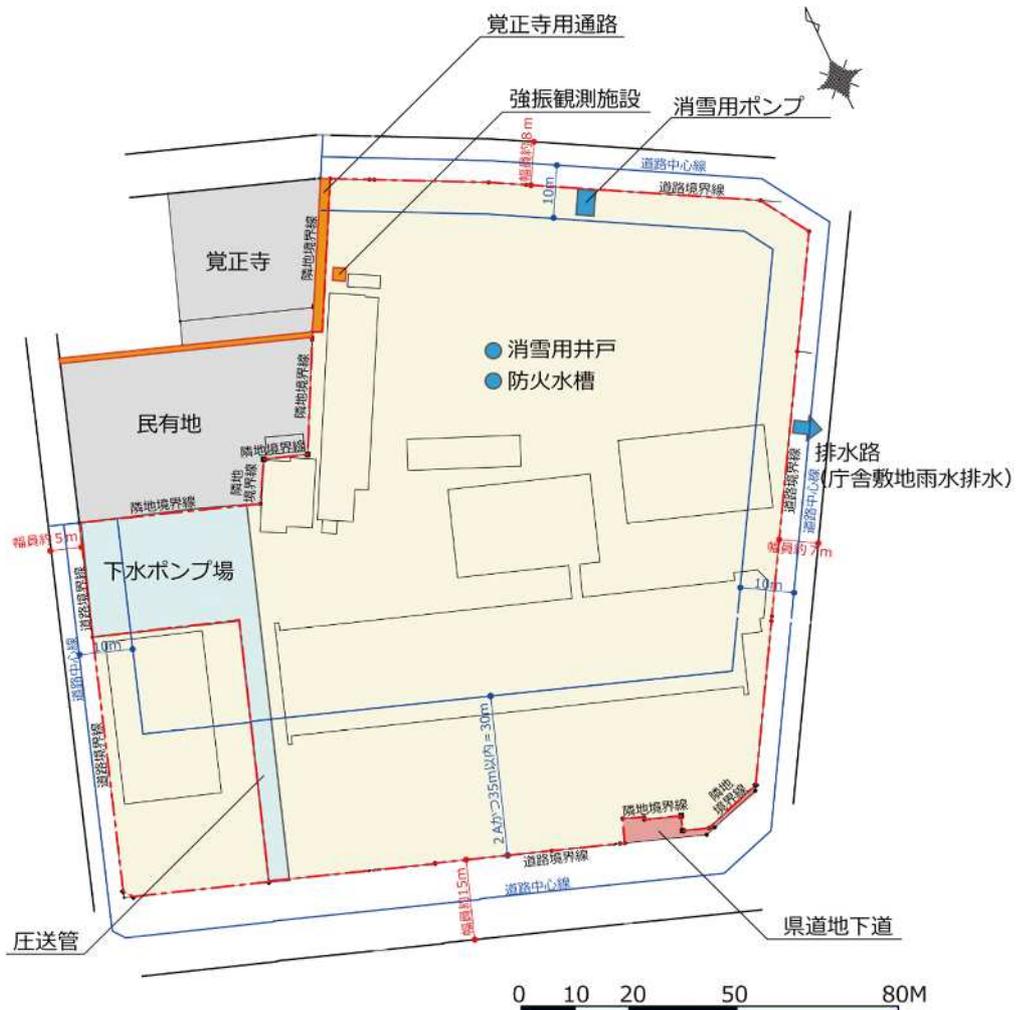


図 2 本事業用地の現況

(3) 導入機能

導入を想定している機能は次のとおりである。

ア 公共施設

表 4 公共施設

項目	内容
必要機能	新湊地区センター
	コンベンション施設
	市民交流スペース
	観光案内施設
規模	約 600 m ² ~ 1,000 m ² 程度を想定
特記事項	<ul style="list-style-type: none">・事業者が整備する施設の一部を賃借して確保する。・利用者の視認性や利便性に配慮し、分かりやすい配置とすること。・お祭りやイベント時に利用可能な機能を備えた空間を整備すること。

イ 民間施設

表 5 民間施設

項目	内容
期待する機能	オフィス機能（地元事業者含む）
	賑わい創出機能、定住促進等、地域の活性化に資する機能
規模	提案による
特記事項	<ul style="list-style-type: none">・観光拠点としての機能に配慮した導入機能とすること。なお、福祉施設、住宅施設等の併設を可とする。・施設利用者の駐車場については、導入機能に応じた必要な台数を確保するものとする。

ウ 公共交通ターミナル

表 6 公共交通ターミナル

項目	内容
必要機能	コミュニティバス、路線バス、観光バス、タクシー等の乗り入れを想定
規模	バス乗降場 5 台、タクシー乗降場 2 台、タクシープール、一般車乗降場、待合スペース 等
特記事項	<ul style="list-style-type: none">・周辺の交通状況を踏まえた配置計画を行うこと。・コミュニティバスの離発着の観点からバスの出入口は前面道路に設けること。また、歩車分離を図ること。

2 事業用地の使用

事業用地については、事業者から提案された範囲の用地に定期借地権を設定するものと

する。ただし、商工会議所が所有する敷地については、応募グループが事前に商工会議所と土地利用の方法を協議すること。

ア 事業者への土地貸付条件

表 7 事業者への土地貸付条件

項目	内容
敷地条件	普通財産
形態	定期借地権（借地借家法第 22 条又は第 23 条）
賃借期間	提案による（おおむね 30 年程度を想定）
地代	年額 649 円 / m ²

イ 行政機能の借受条件

表 8 行政機能の借受条件

項目	内容
形態	建物賃貸借（施設完成後、市が事業者から賃借する）
賃借期間	借地期間から建設・除去工事期間を除いた期間
賃料及び共益費	円 / m ² を上限として、事業者の提案による

詳細な条件については、募集要項等公表時に提示する。

3 業務分担

次に主な業務分担を示す。事業者への施設の引渡しは旧新湊庁舎撤去後とする。

表 9 業務内容と市・事業者の業務分担

区分	No.	業務内容		業務分担	
		項目	詳細	市	事業者
施設整備	1	事前調査等業務	設計・工事に必要となる測量調査、地質調査（ボーリング調査）	事業者が応募する際の検討に必要な以下の調査 ・測量調査 ・合筆	左記以外で事業者の提案により必要となる各種調査業務
	2	建設に伴う各種申請業務	建築確認申請、開発許可申請、工事に必要な申請	特になし	事業者の提案により必要となる各種申請業務
	3	設計・工事業務	設計・工事、これらに伴い必要な業務	特になし	事業者の提案による設計・工事業務。
維持管理	4	維持管理業務	維持管理、これらに伴い必要な業務	特になし	事業者の提案による維持管理業務
運営	5	運営業務	民間施設部分の運営、これらに伴い必要な業務	特になし	事業者の提案による運営業務

区分	No.	業務内容		業務分担	
		項目	詳細	市	事業者
			公共施設部分の運営、これらに伴い必要な業務	市による実施	特になし

4 予想される責任及びリスクの分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として別添資料1「リスク分担表(案)」によることとし、意見聴取の結果を踏まえ、必要な事項については募集要項等の公表時において明らかにする。

5 民間施設整備運営業務の提案に係る条件

民間施設については、公共施設利用者の利便性向上や、新湊地区の地域活性化、市民の回遊性の向上などのにぎわい創出を図る目的から、以下の条件により、提案を求めるものとする。

- (1) 用地規模、施設レイアウトについては自由提案とする。
- (2) 民間施設整備運営業務は事業者の独立採算とする。民間施設整備運営業務において発生すると想定されるリスクを本事業から切り離すこととし、当該業務に起因するリスクは事業者が自らの責任において負担すること。
- (3) 公共施設に限らず、新湊地区のにぎわいの創出や活性化に寄与する周辺施設との連携を図るなど、新湊地区と調和した施設とすること。ただし、以下に掲げる施設は除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業の用に供する施設

イ 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条に規定する興行場のうち、業として経営される教育上ふさわしくない施設

ウ 射幸心を刺激する娯楽を目的として不特定多数のものが出入りする施設

エ 周辺の風紀の維持の観点でふさわしくない施設

オ その他本事業の目的との適合の観点でふさわしくない施設

第5 事業計画及び事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画及び事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的な措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、富山地方・家庭裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の債務不履行による事業契約の解約

事業契約で定める事業者の責めに帰すべき理由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対し、一定の期間内にその改善を図ることを求める。

事業者が当該期間内に改善をできなかった場合は、市は事業契約を解約することができることとする。

(2) 事業者の倒産等の場合

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化する等により、事業契約に従った事業の継続的履行が困難と合理的に考え得る場合、市は事業契約を解約することができる。

(3) 損害賠償

上記(1)あるいは(2)により市が事業契約を解約した場合、事業者は市に損害を賠償しなければならない。

2 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他市及び事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は事業契約を解約することができるものとする。

3 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、法改正により、新たな措置が適用可能となった場合には、措置を行うように努める。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が事業を実施するに当たり、国庫及び地方自治体の補助金等、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けられるよう努める。

3 その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可等に関し、市は必要に応じて協力を行う。

その他、市が支援できる可能性がある場合には、市と事業者とで協議のうえ、対応を検討する。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

本事業については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び「射水市情報公開条例」（平成17年射水市条例第20号）に基づき情報を公開する。

本事業に係る情報提供は、適宜、市の広報及びホームページ等において行う。

2 応募に伴う費用負担

応募にかかる費用については、すべて応募者の負担とする。

リスク分担表(案)

(共通)

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者		
				市	事業者	
共通	募集要項等リスク	1	募集要項等の誤り及び内容の変更に関するもの			
	資金調達リスク	2	事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの			
	契約リスク	3	市の責により事業契約が結べない、又は契約手続に時間を要する場合			
		4	事業者の責により事業契約が結べない、又は契約手続に時間を要する場合			
		5	市議会の否決により事業が結べない場合			
	制度 関連 リスク	政治・行政 リスク	6	本事業に直接的影響を及ぼす市にかかわる政策の変更		
		法制度リスク	7	事業に直接的影響を及ぼす法令等の新設・変更		
			8	上記以外の法令等の新設・変更		
		許認可リスク	9	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの		
			10	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		
		税制度リスク	11	消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの		
			12	法人の利益に係る法人税の新設・変更に関するもの		
	13		上記以外の法人税の新設・変更に関するもの			
	社会 リスク	第三者賠償 リスク	14	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等による場合		
			15	事業者が善意の管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		
		住民対応リ スク	16	本施設の設置に関することや、市が実施する業務に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの		
			17	上記以外のもの(事業者が行う調査、建設、維持管理、運営に関するもの)		
		環境問題リ スク	18	有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気に関するもの		
	土地の瑕疵	19	土壌地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの			
	債務 不履 行リ スク	市側起因の 場合	20	市の指示、債務不履行、国の不承認によるもの		
		事業者側起 因の場合	21	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書に示すレベルを満たさなかった場合		
			22	事業者の事業放棄、破綻によるもの		
	不可抗力リスク	23	天災、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの			
	物価リスク	24	設計・建設期間のインフレ・デフレ			

注)

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
		25	維持管理・運営期間のインフレ・デフレ		
	金利リスク	26	金利変動		

(計画段階・設計段階・建設段階)

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
計画段階・設計段階	測量・調査リスク	27	市が実施した測量・調査に関するもの		
		28	事業者が実施した測量・調査に関するもの		
		29	地質障害(撤去作業に伴う事業計画地の土壌汚染を含む。)地中障害物及び埋蔵文化財調査により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長		
	設計変更リスク	30	市の提示条件・指示の不備、変更に関するもの		
		31	事業者の指示・判断の不備によるもの		
応募リスク	32	応募コストの負担			
建設段階	用地取得リスク	33	建設に要する資材置き場の確保に関するもの		
		34	建設予定地の確保に関するもの		
	設計変更リスク	35	市の提示条件・指示の不備、変更に関するもの		
		36	事業者の指示・判断の不備によるもの		
	工事遅延リスク	37	事業者起因する工事遅延・未完工による開業の遅延		
		38	市側に起因する工事遅延・未完工による開業の遅延		
	建設コストリスク	39	市側の指示による工事費の増大		
		40	上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の工事費の増大		
	工事監理リスク	41	工事監理に関するもの		
	要求性能不適合リスク	42	要求仕様不適合(施工不良を含む。)		
	施設損傷リスク	43	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		
	引越し作業リスク	44	市が実施する什器備品の引越し作業に関するもの		
		45	事業者が実施する什器備品の引越し作業に関するもの		

(維持管理段階・運営段階)

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
維持管理段階・運営段階	支払遅延・不能リスク	46	市の支払遅延・不能に関するもの		
		47	事業者の支払遅延・不能に関するもの		
	瑕疵担保リスク	48	瑕疵担保期間中に発見された施設の隠れた瑕疵の担保責任		
	計画変更リスク	49	用途の変更等、市側の責による事業内容の変更		
	需要変動リスク	50	施設の利用者数の変動に伴うリスク		
	維持管理・運営コストリスク	51	市の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する維持管理・運営費の増大		
		52	上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の要因による運営費用の増大(物価、金利変動によるものは除く。)		
	施設損傷リスク	53	市に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷		
		54	事業者及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷		
		55	事業者が適切な維持管理・運営業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		
	要求水準不適合リスク	56	要求水準不適合(施工不良を含む。)		
	セキュリティリスク	57	事業者の不備による情報漏洩、事故発生等		
		58	上記以外のもの		
	光熱水費の変動リスク	59	民間施設の光熱水費の増大		
60		公共施設の光熱水費の増大			
終了	終了手続リスク	61	終了手続に伴う諸費用の発生に関するもの、事業清算手続に伴う評価損益等		

凡例：リスク負担者： 主分担

注)市と事業者の双方に帰責事由がないにもかかわらず、市議会の否決により事業契約が締結できない場合、それまでに、市と事業者の各々が要した費用は各々が負担し、相互に損害賠償等を求めない。

実施方針等に関する問合せ先

射水市 企画管理部 政策推進課 企画調整係

住 所：〒939-0294 射水市新開発4 1 0 番地 1

電 話：0766-51-6612

F A X：0766-51-6646

電子メール：seisaku@city.imizu.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.imizu.toyama.jp/>

第3次射水市行財政改革集中改革プラン 実績報告書 (平成28年度分)

平成29年6月
射水市行財政改革推進本部

目次

1 実績報告書について	1
(1) 第3次集中改革プランの位置付け.....	1
(2) 推進期間.....	1
(3) 進行管理.....	1
2 集中改革プランにおける目標の達成状況	2
(1) 収支改善状況.....	2
集中改革プランにおける目標.....	2
収支改善の達成状況.....	2
(2) 取組状況.....	3
取組の達成状況.....	3
取組の達成による効果.....	3
3 基本方針・取組項目	4
4 取組内容（一覧）	6
5 取組内容（個表）	10
(1) 経営的な視点に立った行財政運営.....	10
事務事業の効率化・適正化.....	10
公共施設マネジメントの構築.....	20
民間活力の更なる活用.....	29
公営企業の経営健全化.....	30
自主財源の確保及び創出.....	32
資産・債務の適正管理.....	35
(2) 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供.....	36
市政情報の積極的な提供.....	36
市民との協働によるまちづくりの充実.....	37
効果的な市民サービスの提供.....	38
ICT（情報通信技術）の有効活用.....	40
(3) 職員力の強化と組織力の向上.....	41
職員の能力向上及び意識改革.....	41
効率的な組織体制の構築.....	42
職員定数の見直し及び給与の適正化.....	43
6 集中改革プラン（平成28年度改訂版）からの変更点	45

1 実績報告書について

(1) 第3次集中改革プランの位置付け

第3次射水市行財政改革集中改革プラン（以下「集中改革プラン」という。）は、第3次射水市行財政改革大綱（以下「大綱」という。）に掲げた取組を着実に実行するため、具体的な目標数値を盛り込んで示すものであり、大綱の実施計画にあたるものです。

また、大綱及び集中改革プランは、第2次射水市総合計画の実効性を担保する計画の一つと位置付けています。



(2) 推進期間

推進期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間としています。



(3) 進行管理

集中改革プランに掲載している取組内容の毎年度の進捗状況や成果については、各年度末時での行財政改革の成果を「第3次射水市行財政改革集中改革プラン実績報告書」（以下「実績報告書」という。）として取りまとめ公表することとしています。

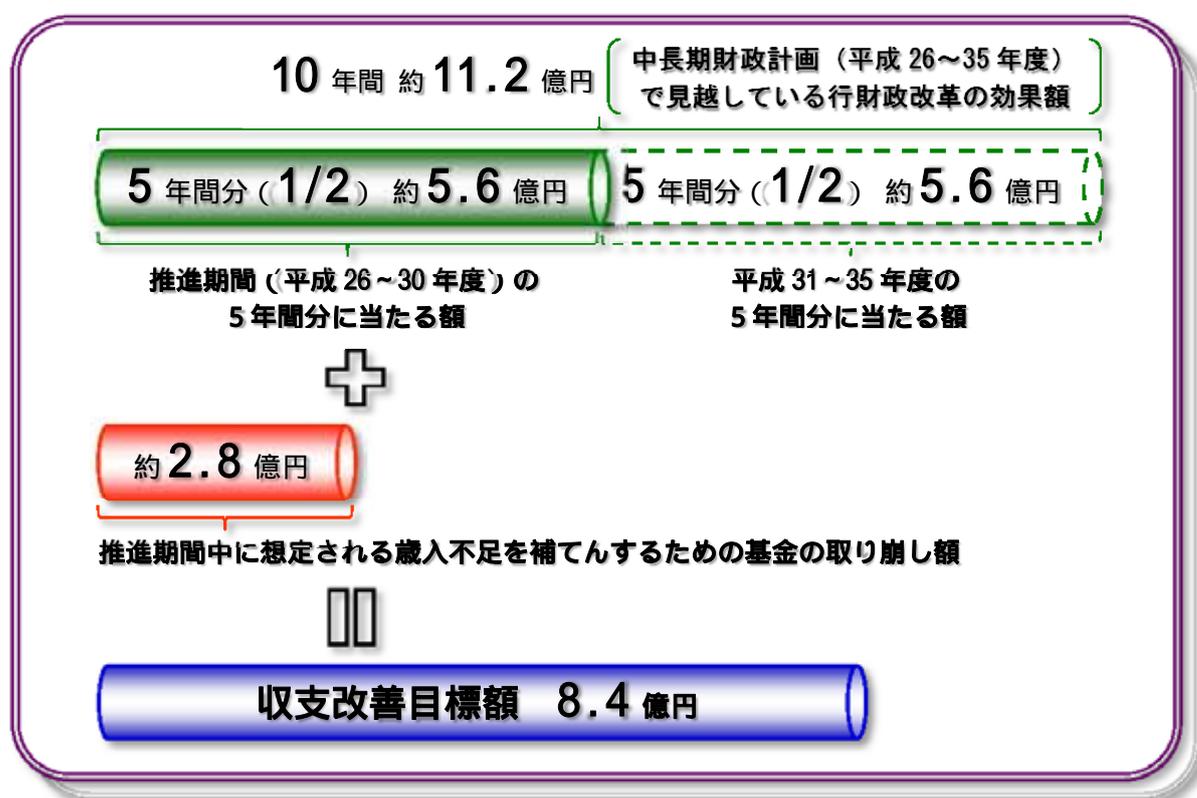
このたび、平成28年度の実績報告書を取りまとめました。

2 集中改革プランにおける目標の達成状況

(1) 収支改善状況

集中改革プランにおける目標

集中改革プランでは、射水市中長期財政計画の財政見通しをより確実なものとするとともに、安易に歳入不足額を基金の取り崩しに依存することのない本市の規模に見合った健全財政の確立を目指しています。そのための収支改善目標金額は、第2次射水市総合計画実施計画を踏まえた中長期財政計画（平成26年9月時点）において平成26年度から平成35年度までの10年間で見越している行財政改革の効果額約11.2億円のうち、推進期間の5年間分（2分の1）に当たる約5.6億円と、推進期間中に想定される歳入不足を補てんするための基金（合併地域振興基金）の取り崩し額約2.8億円の合計額約8.4億円を掲げています。



収支改善の達成状況

平成28年度までの収支改善額は、次のとおりです。

収支改善額	収支改善目標額	達成率
622,937 千円	840,000 千円	74.2%

【上記収支改善額のほか、一時的な歳入増や後年度の負担軽減額】

土地売払収入	ふるさと射水 応援寄附金	合計 （一時的な歳入増の計）	市債繰上償還 利子負担軽減額
660,145 千円	299,620 千円	959,765 千円	143,560 千円

一時的な歳入増や後年度の負担軽減額の年度別の実績は10ページ以降の各取組の個表に記載。

年度別の収支改善額は、次のとおりです。

年度	収支改善額	達成率
平成26年度	119,389千円	(14.2%)
平成27年度	256,654千円	(30.6%)
平成28年度	246,894千円	(29.4%)
累計	622,937千円	74.2%

(2) 取組状況

取組の達成状況

第3次行財政改革大綱に掲げた基本方針に基づく各取組項目の実現に向け、個々の取組を進めています。

平成28年度の取組状況は、次のとおりです。

達成	一部達成	継続	中止	計
24	26(9)	57	0	107

達成 ... 取組を達成した場合

一部達成 ... 取組の一部を達成した場合()

継続 ... 達成に向けて取組を継続中の場合

中止 ... 検討・協議結果や社会経済情勢の変化等により取組を中止した場合

「一部達成」のカッコ内の数は、平成28年度において新たに一部達成となった取組数

取組の達成による効果

取組の「達成」及び「一部達成」による収支改善額以外の効果については、次の視点も踏まえて整理し、取組内容個表（10ページ以降）に明記しています。

効果の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○経費の節減 ○費用対効果の向上 ○事務効率の向上 ○業務量の低減 ○公平性・公正性の確保 ○地域の活性化・魅力向上 ○財政・経営の健全化() ○透明性の確保・市民への説明責任 ○市民協働の推進 ○サービスの向上 ○職員の能力・組織力の向上
-------	---

※財政・経営の健全化

（ 新たな財源の確保、資産の売却等による収益、後年度にわたる負担削減につながる取組や将来を見据えた事業方針等の策定等により、財政（経営）の健全化につながったもの。 ）

3 基本方針・取組項目

基本方針 1 経営的な視点に立った行財政運営

厳しい財政状況が続く中、将来にわたって健全で持続可能な自治体経営を実現するため、複式簿記の導入や市有資産台帳の整備を図り、資産・債務状況、施設別・事業別コスト等を検証し、事務事業の整理合理化や公共施設の統廃合を含めた公共施設マネジメントを構築するなど、経営的な視点に立った行財政運営に努めます。

取組項目 1 事務事業の効率化・適正化

事務事業の改善に向けた取組を継続的に実施し、経費の節減及び合理化を図るとともに、公平性の観点に基づき行政サービスにおける受益と負担の適正化を図ることにより、財政の健全化を推進します。

取組項目 2 公共施設マネジメントの構築

市が所有する公共施設や道路橋りょうなどのインフラ資産について、社会経済状況の変化等に対応した総合的かつ長期的な計画、管理活動を行うファシリティマネジメントを構築し、公共施設等の「最適な保有量」と「最適な管理運営」の実現に努めます。

取組項目 3 民間活力の更なる活用

民間事業者等の専門知識やノウハウを効果的・効率的に活用し、サービスの向上や経費の節減が見込まれるものについては、積極的に民営化や民間委託を推進します。また、指定管理者制度の有効活用を図ります。

取組項目 4 公営企業の経営健全化

上下水道事業及び病院事業が将来にわたって必要なサービスを提供していくため、絶えず経営状況を点検するなど、一層の経営の健全化を推進します。

取組項目 5 自主財源の確保及び創出

企業誘致に積極的に取り組むなど歳入の安定的確保に努めるほか、収納率の向上及び債権管理を強化するとともに、広告料・命名権などの取組を継続・拡充し新たな財源を創出します。

取組項目 6 資産・債務の適正管理

市の保有する資産や債権債務の実質的な把握を行うことを目的とする新地方公会計制度に対応するため、財務書類を企業会計や外郭団体等を含めた連結ベースで作成・公表します。さらに、将来の資産更新費用、施設別・事業別の行政コスト、将来の財政シミュレーションなどを検証し、資産の利活用や負債の圧縮など、資産・債務改革を進めます。

基本方針 2 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供

社会の成熟化に伴い、ますます多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、市政の透明性の向上を図り、市民の満足度を重視した、効果的な市民サービスの提供に努めます。

取組項目 1 市政情報の積極的な提供

市政施策・予算等をわかりやすく開示するなど、市民への情報提供及び市民との情報共有を推進します。

取組項目 2 市民との協働によるまちづくりの充実

市民と行政が様々な課題を共に考え行動する環境づくりのため、地域振興会への支援や市政への幅広い市民参加の促進により、協働のまちづくりを推進します。

取組項目 3 効果的な市民サービスの提供

多様な市民ニーズに的確に対応するため、窓口サービスの充実を図るなど、便利で利用しやすい行政サービスを提供します。

取組項目 4 ICT（情報通信技術）の有効活用

情報通信技術を積極的に活用し、申請手続きの簡素化など事務の効率化を図るとともに、情報の共有化を図り行政サービスの向上を推進します。

基本方針 3 職員力の強化と組織力の向上

地方分権改革の進展に伴い、高度化・複雑化する行政課題に的確に対応するため、引き続き、職員の能力向上や意識改革に取り組むとともに、市の将来を見据えた効果的・効率的なサービスが提供できるよう組織力の向上に努めます。

取組項目 1 職員の能力向上及び意識改革

市民の目線に立って政策を考えることのできる人材の育成に取り組むなど、職員の能力向上と意識改革を図ります。

取組項目 2 効率的な組織体制の構築

時代に即応し、行政サービスを効率的・効果的に提供できる組織を構築することにより、組織力の向上を図ります。

取組項目 3 職員定数の見直し及び給与の適正化

射水市定員適正化計画の推進により、職員数の適正化を図るほか、給与制度の適正な運用を行います。

4 取組内容（一覧）

基本方針 1 経営的な視点に立った行財政運営

取組項目 1 事務事業の効率化・適正化

番号	取組名	担当課	実施状況	頁
1	タブレット端末の活用による情報政策及びペーパーレス対策	総務課	継続	10
2	期日前投票所の在り方の検討	総務課	一部達成(H28)	10
3	事務事業評価制度の見直し	人事課	一部達成(H27)	10
4	市単独補助金・委託料等の見直し	財政課	一部達成(H26)	11
5	市債の繰上償還による財政負担の軽減	財政課	一部達成(H26)	11
6	庁用車両管理及び保有台数の適正化	管財契約課	達成	11
7	消耗品等の一括調達方式の導入	管財契約課	継続	12
8	所得税・住民税申告相談会場等の見直し	課税課	達成	12
9	市税滞納者に対する行政サービスの利用制限の実施	収納対策課	達成	12
10	高岡地区バス路線維持対策協議会負担金等の見直し	生活安全課	継続	12
11	公共交通の在り方についての見直し	生活安全課	一部達成(H26)	13
12	環境調査の見直し	環境課	達成	13
13	斎場使用料の適正化	環境課	継続	13
14	ごみ処理手数料の適正化	環境課	継続	13
15	資源集団回収スケジュールの見直し	環境課	達成	14
16	射水市社会福祉協議会補助金の見直し	地域福祉課	一部達成(H26)	14
17	家具転倒防止器具設置事業の見直し	地域福祉課・社会福祉課	継続	14
18	おむつ支給事業の見直し	地域福祉課・社会福祉課	達成	15
19	福祉入浴券交付事業の廃止	地域福祉課	達成	15
20	地域ふれあいサロン事業の見直し	地域福祉課	継続	15
21	老人デイサービス事業の廃止	地域福祉課	継続	15
22	高齢者等日常生活用具給付事業の廃止	地域福祉課	達成	16
23	シルバー人材センターの抜本的な経営改善指導	地域福祉課	継続	16
24	移送サービス事業の見直し	地域福祉課	継続	16
25	不妊治療助成事業の見直し	保健センター	達成	16
26	離職者能力再開発訓練奨励金の廃止	商工企業立地課	達成	17
27	射水市観光協会の機能強化	港湾・観光課	継続	17
28	イベントの抜本的な見直し	港湾・観光課	一部達成(H27)	17
29	いみず観光情報館(旧みなと交流館)を活用した観光入込客数の増加	港湾・観光課	継続	18
30	富山新港港湾振興会の活動強化	港湾・観光課	継続	18
31	効果的なブランド化の推進	港湾・観光課	継続	18
32	防犯灯の維持管理コストの削減	道路・河川管理課	継続	18
33	元旦マラソンの見直し	生涯学習・スポーツ課	継続	19
34	射水市体育協会の活用	生涯学習・スポーツ課	継続	19
35	スポーツ推進委員定数の適正化	生涯学習・スポーツ課	継続	19
36	スポーツ施設使用料の適正化	生涯学習・スポーツ課	継続	19

取組項目 2 公共施設マネジメントの構築

番号	取組名	担当課	実施状況	頁
37	公共施設等総合管理計画の策定	人事課	一部達成(H28)	20
38	庁舎の有効活用及び跡地利用	政策推進課	一部達成(H28)	20
39	新湊ふれあい会館の地域移管	地域振興・文化課	達成	20
40	サービスセンターの有効活用	生活安全課	継続	21
41	衛生センターの整備方針の検討	環境課	継続	21
42	小杉社会福祉会館の機能転用	地域福祉課	継続	21
43	堀岡福祉センターの廃止	地域福祉課	継続	21
44	足洗老人福祉センターの廃止（民間売却）	地域福祉課	継続	22
45	拠点型ふれあいサロンの在り方の検討	地域福祉課	継続	22
46	市立保育園の在り方の検討	子育て支援課	一部達成(H26)	23
47	市立幼稚園の在り方の検討	子育て支援課	継続	23
48	市立児童館機能の移行	子育て支援課	継続	24
49	市立子育て支援センターの統合	子育て支援課	継続	24
50	保健センターの統合	保健センター	達成	25
51	公園施設の配置基準の策定	都市計画課	一部達成(H28)	25
52	小杉勤労青少年ホーム・働く婦人の家の機能統合	生涯学習・スポーツ課	達成	25
53	図書館の在り方の検討	生涯学習・スポーツ課	一部達成(H28)	26
54	主要体育館の在り方の検討	生涯学習・スポーツ課	継続	26
55	地区体育館機能の移行	生涯学習・スポーツ課	一部達成(H27)	27
56	グラウンドの地域移管	生涯学習・スポーツ課	一部達成(H27)	27
57	テニスコートの一部廃止	生涯学習・スポーツ課	一部達成(H27)	28
58	新湊博物館の運営の在り方の検討	生涯学習・スポーツ課	継続	28

取組項目 3 民間活力の更なる活用

番号	取組名	担当課	実施状況	頁
59	指定管理者制度の効果的な活用	人事課	一部達成(H26)	29
60	市有バス業務の民間活用	管財契約課	一部達成(H28)	29
61	社会福祉協議会等の活用	地域福祉課	継続	29
62	ゆとりライフ互助会業務の移管	商工企業立地課	達成	30
63	竹内源造記念館の指定管理者制度への移行	地域振興・文化課	継続	30

取組項目 4 公営企業の経営健全化

番号	取組名	担当課	実施状況	頁
64	水道事業における主要施設及び配水管の長寿命化	上水道工務課	継続	30
65	不明水対策の実施	下水道工務課	継続	30
66	下水道水洗化率の向上	下水道工務課	継続	31
67	医師住宅の処分	管財契約課	一部達成(H26)	31
68	市民病院の患者増加策	市民病院経営管理課	継続	31
69	新公立病院改革プランの策定	市民病院経営管理課	達成	32

取組項目 5 自主財源の確保及び創出

番号	取組名	担当課	実施状況	頁
70	ふるさと納税（ふるさと射水応援寄附）の更なる推進	農林水産課、財政課	一部達成(H26)	32
71	有料広告収入等の独自財源の確保	財政課	一部達成(H26)	32
72	未利用財産の売却	管財契約課	一部達成(H26)	33
73	公共施設の自動販売機設置業者選定における入札制度の導入	管財契約課	継続	33
74	市税収納率の向上	収納対策課	継続	33
75	債権管理・回収の一元化の検討	収納対策課	達成	34
76	魅力ある企業立地助成金制度への工夫	商工企業立地課	一部達成(H27)	34
77	創業支援事業計画の推進	商工企業立地課	継続	34
78	雑誌スポンサー制度の導入	生涯学習・スポーツ課	達成	35
79	農業委員会だよりへの有料広告掲載検討	農業委員会事務局	継続	35

取組項目 6 資産・債務の適正管理

番号	取組名	担当課	実施状況	頁
80	固定資産台帳の整備	管財契約課	達成	35
81	新地方公会計の整備	財政課	継続	35

基本方針 2 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供**取組項目 1 市政情報の積極的な提供**

番号	取組名	担当課	実施状況	頁
82	みえる・わかる・わかり合えるミーティング等の実施	未来創造課	一部達成(H28)	36
83	ファイリングシステムの導入と維持管理	総務課	達成	36

取組項目 2 市民との協働によるまちづくりの充実

番号	取組名	担当課	実施状況	頁
84	コミュニティセンターの指定管理者制度への移行	地域振興・文化課	一部達成(H26)	37
85	地域型市民協働事業の推進	地域振興・文化課	継続	37
86	自主防災組織の強化及びネットワーク化	総務課	継続	37

取組項目 3 効果的な市民サービスの提供

番号	取組名	担当課	実施状況	頁
87	庁舎整備後の窓口サービスの充実	市民課	達成	38
88	窓口時間延長の在り方についての検討	市民課	継続	38
89	多様な納付環境の整備（ペイジー収納サービス）	収納対策課	継続	38
90	万葉線ICカードの導入支援	生活安全課	継続	38
91	がん検診受診率向上に向けた取組の推進	保健センター	一部達成(H28)	39
92	指定宅地支援制度の見直し	建築住宅課	達成	39
93	小学校の在り方の検討	学校教育課	継続	39
94	学校図書館職員の効果的な活用	学校教育課	一部達成(H28)	39

取組項目 4 ICT（情報通信技術）の有効活用

番号	取組名	担当課	実施状況	頁
95	電算システムの更新	総務課	達成	40
96	マイナンバーカードの多目的利用	総務課	達成	40
97	家屋評価図面等のデータベース化	課税課	達成	40

基本方針 3 職員力の強化と組織力の向上**取組項目 1 職員の能力向上及び意識改革**

番号	取組名	担当課	実施状況	頁
98	職員研修の充実	人事課	継続	41
99	職員提案制度の推進	人事課	継続	41
100	人事評価制度の適正運用	人事課	継続	41
101	求める人材の採用・確保	人事課	継続	42
102	消防団組織の充実強化	消防本部総務課	継続	42

取組項目 2 効率的な組織体制の構築

番号	取組名	担当課	実施状況	頁
103	外郭団体への派遣の縮小	人事課	継続	42
104	効率的な組織体制の維持・見直し	人事課	継続	43

取組項目 3 職員定数の見直し及び給与の適正化

番号	取組名	担当課	実施状況	頁
105	効率的・効果的な職員定員管理	人事課	継続	43
106	職員給与等の適正化	人事課	継続	43
107	多様な任用形態による人材の有効活用	人事課	継続	44

第3次集中改革プラン実施状況

達成	...	取組を達成した場合	24 取組
一部達成	...	取組の一部を達成した場合	26 取組
		【内訳】 平成26年度に取組の一部を達成	(11 取組)
		平成27年度に取組の一部を達成	(6 取組)
		平成28年度に取組の一部を達成	(9 取組)
継続	...	達成に向けて取組を継続中の場合	57 取組
中止	...	検討・協議結果や社会経済情勢の変化等により取組を中止した場合	0 取組
計			107 取組

5 取組内容（個表）

基本方針 1 経営的な視点に立った行財政運営

取組項目 1 事務事業の効率化・適正化

番号	1	取組名	タブレット端末の活用による情報政策及びペーパーレス対策	担当課	総務課
				実施状況	継続
取組内容	導入に係る課題や費用対効果について、調査・研究を行う。また、ペーパーレスに向けた取組として、紙の資料を配付しないようプロジェクターの活用等について検討を行う。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
会議におけるペーパーレス化		調査・研究			実施
取組状況	会議資料等の作成に要する作業時間は大幅な軽減が図れるものの、新たな機器の導入や維持管理費用が必要となるため、引き続き費用対効果について検証していく。				

番号	2	取組名	期日前投票所の在り方の検討	担当課	総務課
				実施状況	一部達成(H28)
取組内容	新庁舎開庁に合わせ、期日前投票について、投票場所、投票所の数、その管理体制を含め、在り方について検討する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
期日前投票所の在り方検討		検討			見直し（実施）
取組状況	新庁舎、新湊地区センター、小杉地区センターの3箇所で行うことを選挙管理委員会において決定した。地区センターには、各庁舎から職員を交替で配置することとし、平成29年に執行される選挙から実施する。今後地区センター利用状況を見極めた上で、箇所数の見直しを図っていく予定である。				
達成効果	○経費の節減		有権者の利便性に配慮しつつ、期日前投票所数の減により投票所運営費の削減を図った。		

番号	3	取組名	事務事業評価制度の見直し	担当課	人事課
				実施状況	一部達成(H27)
取組内容	平成26年度は効率的・効果的な事務事業評価の在り方（評価シート様式、評価対象事業の選定方法等）を検討するため休止し、検討内容を反映させた評価を平成27年度から実施する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
事務事業評価制度の見直し		検討			見直し（実施）
取組状況	評価対象事業472事業の中から141事業について評価制度に基づく1次評価（担当課による自己評価）を実施した。 また、このうち10事業について、庁内評価委員会による2次評価を実施した。				
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○費用対効果の向上 ○事務効率の向上 ○業務量の低減 ○公平性・公正性の確保 ○財政・経営の健全化 ○透明性の確保・市民への説明責任 ○サービスの向上 		事務事業の目的、成果及びコストを明らかにし、市政の透明性の向上を図るとともに、妥当性、有効性及び効率性の視点による検証を行うことで、より効率的で効果的な行財政運営と市民サービスの向上を図った。		

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

第3次射水市行財政改革集中改革プラン実績報告書（平成28年度分）

番号	4	取組名	市単独補助金・委託料等の見直し			担当課	財政課
						実施状況	一部達成 (H26)
取組内容	引き続き、既存の市単独補助金や委託料等について、公益性、効率性及び公平性の観点から検証し、廃止、休止又は減額等の見直しを行う。						
数値目標	項目名		単位	当初 (H25)	実績 (H28)	目標 (H30)	達成率 (H28)
	補助金の見直し額 (平成26年度からの5年累計)		千円	0	128,897	140,000	92.1%
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市単独補助金・委託料等の見直し			継続して実施				
取組状況	市単独補助金については、各種団体等の補助金の見直しを図った結果、対前年比から52,951千円の減となった。また、委託料等については、24件で計53,278千円の収支改善を図った。						
達成効果	収支改善額 (H26~H28)	補助金	110,183千円 (H26)				
			▲34,237千円 (H27)				
			52,951千円 (H28)				
		128,897千円 (累計)					
		委託料等	31,802千円 (H26)				
			14,622千円 (H27)				
53,278千円 (H28)							
99,702千円 (累計)							
〇財政・経営の健全化			「選択と集中」による予算の一層の重点化を図った。				

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	5	取組名	市債の繰上償還による財政負担の軽減			担当課	財政課
						実施状況	一部達成 (H26)
取組内容	計画的に市債の繰上償還を行い、後年度の財政負担の軽減及び財政指標の改善を図る。						
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計債の繰上償還			継続して実施				
取組状況	平成27年度決算の剰余金を活用し、一般会計において16事業628,759千円の繰上償還を行い、66,876千円の利子軽減を図った。						
達成効果	後年度の負担軽減額 (H26~H28)	38,000千円 (H26)					
		38,684千円 (H27)					
		66,876千円 (H28)					
		143,560千円 (累計) ※収支改善額には含めない。					
〇財政・経営の健全化			後年度の財政負担の軽減を図った。				

番号	6	取組名	庁用車両管理及び保有台数の適正化			担当課	管財契約課
						実施状況	達成
取組内容	車両の実態を把握し、保有台数の最終目標を設定した更新計画を策定する。						
数値目標	項目名		単位	当初 (H25)	実績 (H28)	目標 (H30)	達成率 (H28)
	庁用車両（普通車両）の台数		台	83	78	78	100%
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
庁用車両更新計画の策定及び実施			実態把握 → 策定 (済) → 実施				
取組状況	平成27年度に策定した更新計画に基づき車両の廃止を実施した。平成28年度末時点の普通車両は新庁舎46台、大島分庁舎25台、保健センター7台の計78台となっている。						
収支改善額 (H28)			766千円				
〇経費の節減			後年度の庁用車両維持管理費の節減を図った。				

第3次射水市行財政改革集中改革プラン実績報告書（平成28年度分）

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	7	取組名	消耗品等の一括調達方式の導入	担当課	管財契約課
				実施状況	継続
取組内容	実態調査を行い、運用基準を作成の上、消耗品等の一括調達を行う。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	消耗品等の一括調達		検討	基準作成	導入
取組状況	実態調査をもとに運用基準を作成した。				

番号	8	取組名	所得税・住民税申告相談会等の見直し	担当課	課税課
				実施状況	達成
取組内容	新庁舎開庁に合わせて、平成29年2月の申告相談から、会場を新庁舎のみに集約する。併せて、新庁舎での夜間・休日の申告相談の体制について、利用者のニーズ等を鑑みながら検討する。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	申告相談会場見直しの検討・周知・見直し		検討	見直し	
取組状況	申告相談会場を見直し新庁舎のみに集約した。また、待ち人数などの会場の状況に応じて、人員を増減させ柔軟な対応を行った。併せて、市ホームページ及び射水ケーブルテレビのデータ放送での待ち人数情報の提供や期間中の夜間申告相談会実施日数の見直し（前年度と比べて1日多い4日間）、昼の休憩時間も切れ目なく相談受付を行うといった新たな取組を実施した。				
	収支改善額 (H28)		419千円		
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○経費の節減 ○事務効率の向上 ○サービスの向上 		会場を集約することで、会場借上料の削減につなげるとともに、会場の混雑状況に応じて人員を調整することで業務効率を向上させた。また、利用者のニーズ等を踏まえたサービスの向上を図った。		

番号	9	取組名	市税滞納者に対する行政サービスの利用制限の実施	担当課	収納対策課
				実施状況	達成
取組内容	所管課事業のうち、市税のほか税外債権の滞納者に対する行政サービスの利用制限の実施について取りまとめ、市民に実施事業名及び内容について周知を図る。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	市税及び税外債権滞納者に対する行政サービスの利用制限の徹底・強化		検討	実施	
取組状況	市税及び税外債権の滞納に対する行政サービスの利用制限状況について調査し、13課・32種の行政サービスを一覧表に取りまとめ、平成28年7月から市のホームページに公開した。				
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○公平性・公正性の確保 ○透明性の確保・市民への説明責任 		市税等の納付に対する公平性と信頼性を確保し、納税意識の向上を図った。		

番号	10	取組名	高岡地区バス路線維持対策協議会負担金等の見直し	担当課	生活安全課
				実施状況	継続
取組内容	乗降実績を踏まえ、関連自治体とともに民間バス事業者に効率的・効果的な運行となるよう働きかける。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	民間バス路線の見直しの働きかけ		継続して働きかけを実施		
取組状況	海王丸パーク線について、ちらし配布等、PRに努めた。				
	収支改善額 (H26～H28)		1,937千円 (H26)	218千円 (H27)	▲392千円 (H28)
			1,763千円 (累計)		

第3次射水市行財政改革集中改革プラン実績報告書（平成28年度分）

番号	11	取組名	公共交通の在り方についての見直し				担当課	生活安全課
						実施状況	一部達成 (H26)	
取組内容	本市の公共交通整備の指針である公共交通プランに掲げている施策の実現に向け、公共交通検討協議会での協議を経て、コミュニティバス運行基本方針を踏まえた路線・ダイヤの見直し、通勤・通学快速バスの運行・試行のほか、デマンドタクシー運行基本方針の策定、万葉線・あいの風とやま鉄道の利用促進等の取組を実施する。							
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	公共交通検討協議会の設置		設置 (済)					
取組状況	平成26年10月に公共交通検討協議会を設置した。							
	コミュニティバス運行基本方針の策定		検討		策定 (済)			
取組状況	平成28年3月にコミュニティバス運行基本方針を策定した。							
	通勤・通学快速バスの運行・試行など公共交通プランに掲げる取組の実施		順次実施 (検討・見直し・実施)					
取組状況	通勤・通学の利便性を向上させるため、試験運行していた2路線の快速バスのうち、一部を平成28年6月から本格運行に移行した。 また、新庁舎開庁に合わせ、平成28年10月からコミュニティバスの複数の路線が結節する市民病院、小杉駅南口及びバスコ前と新庁舎を結び、市内各地から新庁舎への公共交通の確保を図った。							
達成効果	○費用対効果の向上 ○サービスの向上		通勤・通学の快速バスの本格運行や新庁舎と市民病院、小杉駅南口及びバスコ前を結ぶ路線を新設し、利便性の向上を図った。					

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	12	取組名	環境調査の見直し				担当課	環境課
						実施状況	達成	
取組内容	経年変化の見られない調査地点を精査し、測定箇所の削減又は測定頻度の見直しを行う。また精査プロセスとして環境審議会において審査し調査精度の維持を図る。							
数値目標	項目名	単位	当初 (H25)	実績 (H28)	目標 (H30)	達成率 (H28)		
	環境調査測定箇所数	箇所	64	62	62	100%		
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	環境調査測定箇所数及び測定頻度の精査・見直し		検討		見直し			
取組状況	平成27年度において、30年度目標は達成されているが、後年において新幹線関連の調査箇所増加が見込まれているため、更なる調査地点の削減箇所について検討を行った。							
	収支改善額 (H28)		251千円					
達成効果	○経費の節減		測定箇所数の見直しにより、経費の節減を図った。					

番号	13	取組名	斎場使用料の適正化				担当課	環境課
						実施状況	継続	
取組内容	受益と負担の適正化を図るため、他市の使用料と比較・検討を行い、新斎場の供用開始時に合わせて見直しを行う。							
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	斎場使用料の見直し		検討 ※新斎場供用開始時に見直し					
取組状況	平成28年度は特に取組なし。(新斎場の供用開始時に合わせて見直しを行う。)							

番号	14	取組名	ごみ処理手数料の適正化				担当課	環境課
						実施状況	継続	
取組内容	手数料負担によるごみの排出抑制効果や他市の手数料の状況等を踏まえつつ、受益と負担の適正化を図るため、見直しを行う。							
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	ごみ処理手数料の見直し		検討		見直し			
取組状況	平成29年度にクリーンピア射水の長寿命化計画を策定予定であり、野手埋立処分所及び不燃・粗大ごみ処理施設の業務委託の内容を精査した。							

第3次射水市行財政改革集中改革プラン実績報告書（平成28年度分）

※各取組における内容については、特に記載がない限り、プラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	15	取組名	資源集団回収スケジュールの見直し	担当課	環境課
				実施状況	達成
取組内容	資源集団回収スケジュールの作成に係る手続きを前倒しして行い、現在の「ごみ収集カレンダー」と統合する。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	資源集団回収実施団体との調整				
取組状況	各団体と次年度の資源集団回収の日程調整を行う時期を早めた。				
	ごみ収集カレンダーとの統合				
取組状況	平成29年度版のごみ収集カレンダー（平成29年3月配布）から、資源集団回収スケジュールと統合した。				
	収支改善額（H28）		316千円		
達成効果	○経費の節減 ○サービスの向上		経費の節減とともに、分かりやすい内容となるよう、情報を一元化し、利便性の向上を図った。		

番号	16	取組名	射水市社会福祉協議会補助金の見直し	担当課	地域福祉課
				実施状況	一部達成(H26)
取組内容	今後、本市の財政状況や社会情勢を踏まえ、派遣職員、OB職員の派遣については、縮小の方向も視野に入れて市社会福祉協議会と協議しながら検討する。 財政的支援においては、事業運営が安定化するまで、継続的に支援する。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	事業運営の財政的支援				
取組状況	社会福祉協議会の自主性・自立性を高めるとともに、市から職員を派遣することにより市と同会との連携を深め、また、社会福祉協議会事務局員の育成に努めた。				
	収支改善額（H26～H28）		（ 4,282千円）（H26） （ ▲4,625千円）（H27） （ ▲2,252千円）（H28） （ ▲2,595千円）（累計）No.4「市単独補助金・委託料等の見直し」に含む		
達成効果	○費用対効果の向上		市との連携強化及び社会福祉協議会の組織強化を図った。		

番号	17	取組名	家具転倒防止器具設置事業の見直し	担当課	地域福祉課・社会福祉課
				実施状況	継続
取組内容	所期の目的達成状況及び実績等を検証し、事業の見直しを行う。（地域福祉課） 関係団体や対象者へのアンケートの結果に基づき事業の必要性を検証した上で、関係団体と協議し、見直しを行う。（社会福祉課）				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	家具転倒防止器具設置事業の見直し				
取組状況	出前講座等で制度内容の周知を行ったが、平成28年度の利用実績はなかった。				

第3次射水市行財政改革集中改革プラン実績報告書（平成28年度分）

番号	18	取組名	おむつ支給事業の見直し	担当課	地域福祉課・社会福祉課		
				実施状況	達成		
取組内容	平成27年度から対象者を世帯所得1,000万円未満の者とする所得制限を導入する。また、平成28年度からは、対象者を真に障がいがある理由でおむつを必要とする者に見直す。（社会福祉課） 平成28年度から対象者を世帯所得1,000万円未満の者とし、支給限度額についても570円減額し7,200円とする所得制限の導入と支給限度額の見直しを導入する。（地域福祉課）						
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
おむつ支給事業の見直し			検討		見直し		
取組状況	【社会福祉課】 平成27年度から所得制限を導入し、平成28年度から審査内容を見直した。 【地域福祉課】 平成28年度から所得制限を導入するとともに支給限度額を見直した。						
収支改善額（H28）			1,864千円				
達成効果	<input type="checkbox"/> 経費の節減 <input type="checkbox"/> 公平性・公正性の確保		受益者負担の適正化及び経費の節減を図った。				

番号	19	取組名	福祉入浴券交付事業の廃止	担当課	地域福祉課			
				実施状況	達成			
取組内容	平成27年度において、福祉入浴券の交付枚数を2枚減らし、10枚とする。 より効果の高い介護予防事業を一層推進するため、平成28年度から事業を廃止する。							
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
福祉入浴券交付事業の見直し・廃止			検討		見直し(済)			廃止
取組状況	より効果の高い介護予防事業を一層推進するため、事業を廃止した。							
収支改善額（H27～H28）			(8,654千円) (H27) (37,125千円) (H28) (45,779千円) (累計) No.4「市単独補助金・委託料等の見直し」に含む					
達成効果	<input type="checkbox"/> 経費の節減 <input type="checkbox"/> 業務量の低減		事業廃止により経費の節減及び業務量の低減を図った。					

番号	20	取組名	地域ふれあいサロン事業の見直し	担当課	地域福祉課		
				実施状況	継続		
取組内容	新たな「介護予防・生活支援総合事業」の構築に合わせ、事業の見直しを行う。						
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域ふれあいサロン事業の見直し			検討				見直し
取組状況	平成28年度は190箇所に設置した。また、介護予防につながる取組として、きららか射水100歳体操を紹介した。						

番号	21	取組名	老人デイサービス事業の廃止	担当課	地域福祉課		
				実施状況	継続		
取組内容	新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」の構築に合わせ、事業を廃止する。						
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
老人デイサービス事業の廃止			検討		廃止		
取組状況	介護予防・生活支援総合事業のサービス開始に伴い、平成28年度末をもって老人デイサービス事業を廃止した。						

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

第3次射水市行財政改革集中改革プラン実績報告書（平成28年度分）

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	22	取組名	高齢者等日常生活用具給付事業の廃止	担当課	地域福祉課
				実施状況	達成
取組内容	利用実績が低いため、事業を廃止する。				
取組スケジュール	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度				
高齢者等日常生活用具給付事業の廃止					
取組状況	利用実績が少ないため、事業を廃止した。				
収支改善額（H28）	85千円				
達成効果	○経費の節減 ○業務量の低減 事業廃止により経費の節減及び業務量の低減を図った。				

番号	23	取組名	シルバー人材センターの抜本的な経営改善指導	担当課	地域福祉課
				実施状況	継続
取組内容	シルバー人材センターの経営改善及び運営補助金の削減について協議を行う。				
取組スケジュール	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度				
経営改善及び運営補助金の削減					
取組状況	経営健全化に取り組むための体制整備に努めた。				
収支改善額（H27～H28）	（ 340千円）（H27） （ ▲2,770千円）（H28） （ ▲2,430千円）（累計）No.4「市単独補助金・委託料等の見直し」に含む				

番号	24	取組名	移送サービス事業の見直し	担当課	地域福祉課
				実施状況	継続
取組内容	事業の在り方（対象者の要件、タクシー券での交付等）について見直しを行う。				
取組スケジュール	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度				
移送サービス事業の見直し					
取組状況	平成29年度から対象者を世帯所得1,000万円未満の者とする所得制限を導入することとした。				

番号	25	取組名	不妊治療助成事業の見直し	担当課	保健センター
				実施状況	達成
取組内容	対象となる妻の年齢制限等について検討を行い、見直しを行う。				
取組スケジュール	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度				
不妊治療助成事業の見直し					
取組状況	年齢制限について、県と同様に助成対象となる妻の年齢を43歳未満（治療開始時点）に変更した。				
収支改善額（H28）	（ 9,391千円）No.4「市単独補助金・委託料等の見直し」に含む				
達成効果	○経費の節減 県の制度変更と同様に見直しを行い、市の費用負担の軽減に努めた。				

番号	26	取組名	離職者能力再開発訓練奨励金の廃止	担当課	商工企業立地課		
				実施状況	達成		
取組内容	受講者の就職状況に考慮しつつ、制度を廃止する。						
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	離職者能力再開発訓練奨励金の廃止		見直し		廃止		
取組状況	平成26年度末までの入校者を対象とする要綱改正を平成26年度に行い、平成28年度から事業を廃止した。						
	収支改善額 (H27～H28)		(6,100千円) (H27)				
			(2,981千円) (H28)				
			(9,081千円) (累計) No.4「市単独補助金・委託料等の見直し」に含む				
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○経費の節減 ○費用対効果の向上 ○公平性・公正性の確保 		現在の雇用情勢を鑑みた費用対効果の観点から事業を廃止することで、経費の節減とともに、県内他市町村における就職支援制度との均衡を図った。				

番号	27	取組名	射水市観光協会の機能強化	担当課	港湾・観光課		
				実施状況	継続		
取組内容	引き続き、専門ノウハウを持つ民間企業から人材登用を継続し、観光協会の機能強化及び県外・海外観光客の増加を図る。また、観光協会と協議を行い、各種イベントの事務局等の整理を行う。						
数値目標	項目名	単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)	
	射水市観光客入込数 (市全体の目標)	人	3,872,169 (H25年中)	4,184,986 (H28年中)	4,000,000 (H30年中)	244.7%	
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	射水市観光協会の機能強化		継続して実施				
取組状況	観光協会は平成28年度の新たな取組として、新湊地区で撮影が行われた映画「真白の恋」のプロモーションへの協力や新湊曳山まつり市民プロジェクトへの参加及び運営補助などを行った。						
	各種イベント事務局の整理		継続して実施				
取組状況	観光協会と協議し、平成29年度から獅子舞競演会について富山新港花火大会の一部として実施することとした。						

番号	28	取組名	イベントの抜本的な見直し	担当課	港湾・観光課		
				実施状況	一部達成(H27)		
取組内容	関係機関・団体と協議し、イベントの在り方も含めて効果的・効率的な開催を検討する。						
開催状況	イベント名	開始年度	H25入込数	H28入込数	伸率	事務局	
	越中だいもん凧まつり	昭和54	45,000	50,000	11.1%	港湾・観光課内	
	小杉みこし祭り	平成元	15,000	18,000	20.0%	港湾・観光課内	
	富山新港新湊まつり	昭和40	50,000	50,000	0%	港湾・観光課内	
	新湊カニかに海鮮白えびまつり	平成21	35,000	50,000	42.9%	射水市観光協会	
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	イベントの抜本的な見直し		見直し				
取組状況	市が運営主体となり実行委員会形式で実施していた小杉みこし祭りは平成28年度をもって終了とし、平成29年度以降は地域（小杉まちづくり協議会）が主体となってイベントを実施することとした。 富山新港新湊まつりは、名称を富山新港花火大会に変更するとともに、出演団体の舞い手不足により単独開催が難しくなっている獅子舞競演会を当イベントに取り込み、同日開催することを決定した。						
	収支改善額 (H26～H28)		(800千円) (H26)				
			(1,800千円) (H27)				
			(1,000千円) (H28)				
			(3,600千円) (累計) No.4「市単独補助金・委託料等の見直し」に含む				
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○経費の節減 ○業務量の低減 ○地域の活性化・魅力向上 		実情に応じてイベントの在り方を見直すことで、イベントの魅力を高めるとともに、経費の節減及び業務に係る職員の負担軽減を図った。				

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

第3次射水市行財政改革集中改革プラン実績報告書（平成28年度分）

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	29	取組名	いみず観光情報館（旧 みなと交流館）を活用した観光入込客数の増加			担当課	港湾・観光課
						実施状況	継続
取組内容	射水市観光の拠点施設として有効利用を行っていく。また、平成29年度から指定管理者制度を導入する。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
いみず観光情報館（旧 みなと交流館）の活用							
取組状況	射水市観光ボランティア連絡協議会に運営を委託し、来館者へ市内の観光案内等を行った。平成29年度からの指定管理者制度導入に向け、指定管理者の募集・選定等の各種手続きを行った。						

番号	30	取組名	富山新港港湾振興会の活動強化			担当課	港湾・観光課
						実施状況	継続
取組内容	引き続き、港湾の賑わい及び啓発を図る事業へ継続支援していくとともに、宿泊・集客施設誘致及び旅客船誘致事業を行っていく。 平成29年度には、同振興会が設立50周年を迎え、また、平成30年度には富山新港開港50周年を迎えることから記念事業に取り組む。						
数値目標	項目名		単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)
	旅客船の寄港回数（年間）		回	1	0	8	0%
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
港湾の賑わい及び啓発を図る事業への支援		継続して実施					
取組状況	「富山新港新湊まつり」や「新湊カニかに海鮮白えびまつり」への事業費補助など、海王丸パーク周辺で開催されるイベントを支援した。						
宿泊・集客施設誘致及び旅客船誘致事業		継続して実施					
取組状況	宿泊・集客施設及び旅客船の誘致に向け、東京、大阪の関係企業を訪問し誘致活動を行った。海外クルーズ船社の幹部を招請（環日本海クルーズ推進協議会主催）し、海王岸壁のロケーションや市内観光の魅力をPRし、寄港の働きかけを行った。						

番号	31	取組名	効果的なブランド化の推進			担当課	港湾・観光課
						実施状況	継続
取組内容	射水市観光・ブランド戦略プランに掲げる年次計画に従い、各種施策を実施するとともに、平成28年度において、戦略プランの見直しを行う。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
効果的なブランド化の推進		継続して実施					
取組状況	映画ロケーション誘致により、全国へ射水市（主に射水ベイエリア）のイメージを発信した。（映画「真白の恋」公開、映画「人生の約束」ロケーションジャパン大賞特別賞受賞など） 射水ブランドイメージキャラクターームズズを活用し、着ぐるみの各種イベント参加や啓発物品の配布を行い、PRを行った。						
観光・ブランド戦略プランへの反映							
取組状況	平成29年2月に射水市・観光ブランド推進会議を開催し、取組状況等を報告した。						

番号	32	取組名	防犯灯の維持管理コストの削減			担当課	道路・河川管理課
						実施状況	継続
取組内容	平成28年度から5年間で既設防犯灯約700基のLED化を実施する。						
数値目標	項目名		単位	当初(H27)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)
	防犯灯LED化率		%	76.3	76.8	80.0	13.5%
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
防犯灯のLED化		順次実施					
取組状況	引き続き防犯灯のLED化に取り組んだ。（新設LED70基、修繕に伴うLEDへの取替37基、LED化事業175基）						

番号	33	取組名	元旦マラソンの見直し	担当課	生涯学習・スポーツ課
				実施状況	継続
取組内容	元旦マラソンの一本化や競技団体等の主体的取組の可能性について、市体育協会、市陸上競技協会等と協議を行う。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	元旦マラソンの見直し		検討		継続して見直し
取組状況	これまで市体育協会への委託事業として実施してきたが、平成29年度から市体育協会を事業主体とする補助事業に改めることとした。				

番号	34	取組名	射水市体育協会の活用	担当課	生涯学習・スポーツ課
				実施状況	継続
取組内容	新たな地域スポーツ推進と競技力向上の取組体制について検討を行い、市教育委員会と市体育協会の役割を明確にするとともに、スポーツ少年団やスポーツ推進委員協議会の事務局の移管や総合型地域スポーツクラブとの連携強化を図る。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	射水市体育協会の活用		検討		実施
取組状況	市民体育大会とスポーツ少年団総合結団式を統合した射水市スポーツフェスタを市体育協会が事業主体となり開催した。 平成29年度からスポーツ少年団事務局を市体育協会に移管することとし、また、射水市総合型地域スポーツクラブネットワーク会議に市体育協会が出席することとし、総合型地域スポーツクラブとの連携を図った。				

番号	35	取組名	スポーツ推進委員定数の適正化	担当課	生涯学習・スポーツ課
				実施状況	継続
取組内容	県内他市町村の定数及び事業への参加状況等を調査し、定数の見直しを行う。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	スポーツ推進委員定数の適正化		検討		見直し
取組状況	スポーツ推進委員に対してはメールで行事予定等の周知を図り、スポーツ推進委員協議会の役員からも働きかけを行い、参加促進を図った。				

番号	36	取組名	スポーツ施設使用料の適正化	担当課	生涯学習・スポーツ課
				実施状況	継続
取組内容	公平な受益者負担の観点から、他市の使用料と比較・検討を行い、見直しを行う。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	スポーツ施設使用料の見直し		検討		見直し
取組状況	使用料見直しについて、ランニング走路の有料化なども含めて指定管理者から意見聴取を行った。				

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

取組項目 2 公共施設マネジメントの構築

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	37	取組名	公共施設等総合管理計画の策定	担当課	人事課
				実施状況	一部達成 (H28)
取組内容	建設当初の意義の薄れた施設は廃止するとともに、真に必要な施設については整備・更新、または施設の複合化や多機能化を進めるなど、市の規模に応じた適正施設及び適正配置とする総合管理計画を策定する。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	総合管理計画の策定				
取組状況	<p>計画策定の基礎資料として「射水市公共施設白書」を平成28年6月に作成し、総合的かつ計画的な公共施設の管理を行うための方向性や目標を示した「射水市公共施設等総合管理計画」を同年9月に策定した。</p> <p>市民への周知や課題共有を図るため、全27地域振興会で開催した「市長の出張出前講座」において市長が計画の概要を説明した。また、総合管理計画に基づき、市民と行政がともに取組を推進していくための契機とする「公共施設マネジメントシンポジウム」を開催した。</p>				
取組状況	総合管理計画に基づく統廃合、多機能化				
取組状況	老朽化が進み更新時期を迎えている小杉社会福祉会館について、総合管理計画で示した同会館についての基本的な考え方に基づき、「小杉社会福祉会館改修・改築工事による複合施設整備基本計画」を平成29年2月に策定した。				
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○経費の節減 ○費用対効果の向上 ○地域の活性化・魅力向上 ○財政・経営の健全化 ○サービスの向上 		公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源のなかで、真に必要な公共施設を次世代に引き継ぐための基本的な方針を示した。		

番号	38	取組名	庁舎の有効活用及び跡地利用	担当課	政策推進課
				実施状況	一部達成 (H28)
取組内容	引き続き分庁舎として使用する大島庁舎以外の4庁舎跡地等は、他の市有地も含め、市全体を俯瞰した利活用策を検討し、実施に向けた取組を進めていく。なお、検討・実施に当たっては、市の支出を抑制するため、可能な限り民間活力の導入に努める。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	庁舎の有効活用及び跡地利用				
取組状況	用途廃止となった4庁舎のうち、旧小杉庁舎については、学校法人片山学園に学校施設用地として売却し、旧大門庁舎については、子ども関連施設や地区センターを集約した「射水市子ども子育て総合支援センター」として転用した。旧新湊庁舎及び旧下庁舎については、利活用の基本方針に基づき検討を行った。				
	一時的な歳入増 (H28)		(572,934千円) No.72「未利用財産の売却」に含む		
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○経費の節減 ○地域の活性化・魅力向上 ○財政・経営の健全化 ○サービスの向上 		旧庁舎建物の転用により周辺施設の機能集約を図るとともに、跡地の売却により財政健全化に寄与した。また、地域の特性を生かした跡地利活用を行うことにより、地域の魅力向上を図った。		

番号	39	取組名	新湊ふれあい会館の地域移管	担当課	地域振興・文化課
				実施状況	達成
取組内容	地域への移管に向けて協議を進める。				
施設状況	施設名	建設年度	H25 利用人数	H28 利用人数	伸率
	新湊ふれあい会館	平成3	2,069	—	—
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	地域移管				
取組状況	平成27年度に用途を廃止し、平成28年度から地元自治会（東町東部、荒屋東部）へ移管した。				
	収支改善額 (H28)		914千円		
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○経費の節減 ○市民協働の推進 		利用実態を踏まえ、用途を廃止し地域移管することで、地域にとっての利便性を高めるとともに将来の維持管理費の節減を図った。		

第3次射水市行財政改革集中改革プラン実績報告書（平成28年度分）

番号	40	取組名	サービスセンターの有効活用			担当課	生活安全課
						実施状況	継続
取組内容	改札業務については、運営の見直しを検討する。 サービスセンターについては、在り方の検討を行い、市の活性化に寄与する施設運用を図る。						
施設状況	施設名	建設年度	H25 利用人数	H28 利用人数	伸率	管理形態	
	サービスセンター	平成8				市直営	
	取組スケジュール	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	南口改札業務運営の見直し		検討・見直し				
取組状況	あいの風とやま鉄道が改札業務を直接運営するよう要望した。						
	施設の在り方の見直し		検討・見直し				
取組状況	あいの風とやま鉄道がサービスセンター内に新旅客案内システムを設置したため、利用者の利便性が向上した。 サービスセンター運営振興会の意見も踏まえ、効率的、効果的な活用を図るため関係部署との協議を行うなど、調査・研究を行った。						
	収支改善額（H27～H28）		1,418千円（H27）				
			▲82千円（H28）				
			1,336千円（累計）				

番号	41	取組名	衛生センターの整備方針の検討			担当課	環境課
						実施状況	継続
取組内容	定期整備による対応や更新による延命化の組合せなど、長期的な視点から最適な整備方針を検討する。						
施設状況	施設名	建設年度	H25 処理量	H28 処理量	伸率	管理形態	
	衛生センター	昭和62	10,724 m ³	10,002 m ³	▲6.7%	市直営	
	取組スケジュール	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	整備方針の検討		検討 ※整備時期は今後決定				
取組状況	平成28年度は特に取組なし。（斎場等の他施設の検討状況に合わせて取り組む。）						

番号	42	取組名	小杉社会福祉会館の機能転用			担当課	地域福祉課
						実施状況	継続
取組内容	平成32年度までに、大規模改修を行い存続する。改修にあたっては、社会福祉協議会本所等の各種団体事務所の入所（移転）や市民交流機能、ボランティアセンター機能の整備を検討する。						
施設状況	施設名	建設年度	H25 利用人数	H28 利用人数	伸率	管理形態	
	小杉社会福祉会館	昭和53	40,186	34,003	▲15.4%	指定管理	
	取組スケジュール	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	整備方針の検討・策定・改修 （指定管理期間満了：平成32年3月）		検討・策定・改修（平成32年度までに）				
取組状況	平成32年度までに小杉社会福祉会館を改修・改築し、地域福祉の拠点とするとともに、交流機能を集約・充実させた複合施設として再整備するため、「小杉社会福祉会館改修・改築工事による複合施設整備基本計画」を策定した。 また、耐震計画策定や地質調査、敷地測量を実施した。						

番号	43	取組名	堀岡福祉センターの廃止			担当課	地域福祉課
						実施状況	継続
取組内容	堀岡コミュニティセンター整備時に廃止する。						
施設状況	施設名	建設年度	H25 利用人数	H28 利用人数	伸率	管理形態	
	堀岡福祉センター	昭和46	8,652	7,550	▲12.7%	市直営	
	取組スケジュール	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	施設の廃止		堀岡コミュニティセンター整備時に廃止				
取組状況	平成28年度は特に取組なし。						

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

第3次射水市行財政改革集中改革プラン実績報告書（平成28年度分）

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のもです。

番号	44	取組名	足洗老人福祉センターの廃止（民間売却）			担当課	地域福祉課
						実施状況	継続
取組内容	平成30年度末までに、温泉施設の有効活用ができる民間への売却や民間活用を図る。						
施設状況	施設名		建設年度	H25 利用人数	H28 利用人数	伸率	管理形態
	足洗老人福祉センター		昭和54	46,931	40,646	▲13.4%	指定管理
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
売却又は民間活用 (指定管理期間満了：平成31年3月)			在り方検討		売却又は民間活用（平成30年度末までに）		
取組状況	地元浴場事業者を訪問するなど、温泉権の民間売却に向けた取組に着手した。						

番号	45	取組名	拠点型ふれあいサロンの在り方の検討			担当課	地域福祉課
						実施状況	継続
取組内容	新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」の構築に合わせて、事業の見直しを行う。						
施設状況	施設名		建設年度	H25 利用人数	H28 利用人数	伸率	管理形態
	新湊中央ふれあいサロン (新湊小学校内)		平成3	5,703	4,756	▲16.6%	市直営
	小杉中央ふれあいサロン (小杉社会福祉会館敷地内)		平成11	7,679	7,236	▲5.8%	市直営
	小杉南部ふれあいサロン (小杉ふれあいセンター内)		昭和62	—	1,935	皆増	市直営 (平成27新設)
	大島憩いのサロン (大島社会福祉センター内)		(賃借)	3,350	2,890	▲13.7%	市直営
	いきいきサロン大門 (大門児童館1階)		昭和60	4,843	3,665	▲24.3%	平成29廃止
	新湊南部ふれあいサロン (塚原小学校内)		—	560	—	—	平成27廃止
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
在り方の見直し			検討			見直し	
取組状況	平成28年度末をもって、いきいきサロン大門を廃止した。						
収支改善額 (H27)			1,772千円 (H27)				

番号	46	取組名	市立保育園の在り方の検討			担当課	子育て支援課
						実施状況	一部達成(H26)
取組内容	適切な運営方法について検討を行い、協議が整った保育園から統廃合を含めた民営化を行う。						
数値目標	項目名	単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)	
	市立保育園数	園	14	13	11	33.3%	
施設状況	施設名	建設年度	H25 園児数	H28 園児数	伸率	管理形態	
	放生津保育園	昭和57	63	58	▲7.9%	市直営	
	八幡保育園	昭和50	49	35	▲28.6%	市直営	
	新湊保育園	昭和54	52	46	▲11.5%	市直営	
	新湊西部保育園	昭和52	25	20	▲20.0%	市直営	
	片口保育園	昭和51	154	137	▲11.0%	市直営	
	塚原保育園	昭和51	107	97	▲9.3%	市直営	
	金山保育園	昭和59	54	47	▲13.0%	市直営	
	大江保育園	昭和60	79	89	12.7%	市直営	
	千成保育園	昭和48	96	114	18.8%	市直営	
	池多保育園	昭和52	49	57	16.3%	市直営	
	大門きらら保育園	平成11	283	251	▲11.3%	市直営	
	大島南部保育園	平成8	66	79	19.7%	市直営	
	下村保育園	平成6	90	79	▲12.2%	市直営	
堀岡保育園	昭和46	70	-	-	H26 民営化		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
在り方の見直し		協議が整った保育園から統廃合を含めた民営化を実施					
取組状況	これまでの民営化方針を見直し、統廃合を含めた公立保育園・幼稚園の民営化方針を策定した。また、新湊西部保育園と新湊保育園の在り方を検討するための地域部会を設置し、両園の今後の在り方について協議を開始した。						
収支改善額 (H26)		15,802千円 (H26)					
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○経費の節減 ○財政・経営の健全化 ○サービスの向上 民営化による経費節減に加えて、多様化する保育ニーズに対応するため民間のノウハウを活用した保育環境の向上を図った。						

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	47	取組名	市立幼稚園の在り方の検討			担当課	子育て支援課
						実施状況	継続
取組内容	少子化対策推進委員会幼稚園部会において、市立幼稚園の在り方を検討する。						
施設状況	施設名	建設年度	H25 園児数	H28 園児数	伸率	管理形態	
	七美幼稚園	昭和54	34	29	▲14.7%	市直営	
	大門わかば幼稚園	平成17	143	91	▲36.4%	市直営	
	本江幼稚園	昭和54	23	10	▲56.5%	平成29 廃止	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
在り方の見直し		幼保一体化による統廃合や民営化を検討					
取組状況	少子化対策推進委員会及び幼稚園部会で、市立幼稚園の在り方を検討した結果、本江幼稚園を平成28年度末で閉園することとした。また、新たな公立保育園・幼稚園の民営化方針に沿って、残りの公立2園についても、今後の方向性を検討する。						

第3次射水市行財政改革集中改革プラン実績報告書（平成28年度分）

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	48	取組名	市立児童館機能の移行			担当課	子育て支援課
						実施状況	継続
取組内容	コミュニティセンター等の整備時に、児童室にその機能を位置付ける。						
数値目標	項目名		単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)
	市立児童館数 (コミセン内等児童室へ移行)		館	6	6	5	0.0%
施設状況	施設名		建設年度	H25 利用人数	H28 利用人数	伸率	管理形態
	堀岡児童館		昭和55	16,184	5,846	▲63.9%	市直営
	海老江児童センター		昭和55	10,508	4,988	▲52.5%	市直営
	太閤山児童館		昭和58	9,354	6,921	▲26.0%	市直営
	大島児童館		平成3	12,999	8,012	▲38.4%	市直営
	下村児童館		平成15	20,671	14,566	▲29.5%	市直営
	大門児童館		昭和60	7,068	5,276	▲25.4%	市直営 平成29集約化
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
在り方の見直し			児童室に機能を位置付け				
取組状況	コミュニティセンターの整備計画等を踏まえて、調査・検討した。 堀岡児童館については、コミュニティセンター内の児童室への移行に向け、地元協議を行った。 大門児童館については、平成29年4月に新たにオープンした子ども子育て総合支援センター（キッズポートいみず）内に移転することとした。						

番号	49	取組名	市立子育て支援センターの統合			担当課	子育て支援課
						実施状況	継続
取組内容	大門庁舎を「子ども子育て総合支援施設」として整備するに当たり、その2階に、市立子育て支援センターを集約化し、施設機能や支援体制の充実を図る。併せて、集約化に伴い既存の4施設は廃止する。						
数値目標	項目名		単位	当初(H27)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)
	市立子育て支援センター設置数		箇所	4	4	1	0.0%
施設状況	施設名		建設年度	H27 利用人数	H28 利用人数	伸率	管理形態
	新湊子育て支援センター (新湊保育園内)		昭和54	2,557	2,270	▲11.2%	平成29廃止
	小杉北部子育て支援センター (小杉社会福祉会館内)		昭和53	5,260	4,979	▲5.3%	平成29廃止
	大門子育て支援センター (大門きらら保育園内)		平成11	4,038	4,978	23.3%	平成29廃止
	下村子育て支援センター (下村交流センター内)		平成8	5,481	5,970	8.9%	平成29廃止
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設の統廃合			検討				統合(廃止)
取組状況	平成28年度末で市立子育て支援センター4箇所を統合し、平成29年4月から新たにオープンした子ども子育て総合支援センター（キッズポートいみず）内に、市立子育て支援センターを1箇所に集約することとした。						

第3次射水市行財政改革集中改革プラン実績報告書（平成28年度分）

番号	50	取組名	保健センターの統合	担当課	保健センター	
				実施状況	達成	
取組内容	新湊、小杉、大島、下村保健センターは平成27年度末で廃止し、平成28年度から大門保健センターに統合（機能集約）する。					
施設状況	施設名	建設年度	H25 利用人数	H28 利用人数	伸率	管理形態
	射水市保健センター（旧 大門保健センター）	平成7	8,972	8,737	▲2.6%	市直営
	新湊保健センター	昭和55	6,801	—	—	平成28廃止
	小杉保健センター	昭和59	11,708	—	—	平成28廃止
	大島保健センター	（賃借）	2,827	—	—	平成28廃止
	下村保健センター	平成9	1,534	—	—	平成28廃止
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設の統合		検討		統合		
取組状況	新湊、小杉、大島、下村保健センターを平成27年度末に廃止し、大門保健センターに統合（機能集約）した。					
収支改善額（H28）		8,006千円				
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○経費の節減 ○事務効率の向上 ○財政・経営の健全化 ○サービスの向上 		機能集約により保健センターの専門性を高めるとともに、施設の統廃合により、将来の維持管理費の節減を図った。			

番号	51	取組名	公園施設の配置基準の策定	担当課	都市計画課	
				実施状況	一部達成（H28）	
取組内容	現状の把握及び地域の状況等を考慮した適正配置基準を策定し、施設の統廃合を進める。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公園施設適正配置基準（素案）作成		検討・作成（済）				
取組状況	平成27年度において、将来的な人口動態、施設の老朽度等を考慮した公園配置の資料を整理し、素案を作成した。					
公園施設適正配置基準策定		検討・策定				
取組状況	公園施設適正配置基準を策定した。					
見直し、地域協議、施設の廃止		施設の見直し・廃止				
取組状況	平成28年度は特に取組なし。					
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○経費の節減 ○費用対効果の向上 ○事務効率の向上 ○財政・経営の健全化 		公園施設適正配置基準を策定したことにより、公園施設の適正管理につなげるとともに将来の維持管理費の節減を図った。			

番号	52	取組名	小杉勤労青少年ホーム・働く婦人の家の機能統合	担当課	生涯学習・スポーツ課	
				実施状況	達成	
取組内容	両施設の複合化（機能統合）を検討する。					
施設状況	施設名	建設年度	H25 利用人数	H28 利用人数	伸率	管理形態
	生涯学習センター（旧 働く婦人の家）	昭和58	15,896	11,138	▲29.9%	市直営
	小杉勤労青少年ホーム	昭和54	17,252	—	—	平成28廃止
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小杉勤労青少年ホーム・働く婦人の家の機能統合		複合化を検討		統合（廃止）		
取組状況	両施設の機能を統合し、旧働く婦人の家に平成28年度から新たに「生涯学習センター」を設置した。					
収支改善額（H28）		5,320千円				
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○経費の節減 ○財政・経営の健全化 		施設の機能統合により、将来の維持管理費の節減を図った。			

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	53	取組名	図書館の在り方の検討			担当課	生涯学習・スポーツ課
						実施状況	一部達成(H28)
取組内容	図書館の将来構想を策定する。						
施設状況	施設名		建設年度	H25 貸出人数	H28 貸出人数	伸率	管理形態
	中央図書館		平成12	59,978	60,386	0.7%	市直営
	新湊図書館		昭和56	25,557	26,136	2.3%	市直営
	正力図書館		昭和62	15,103	17,198	13.9%	市直営
	下村図書館		平成14	19,393	17,393	▲10.3%	市直営
	大島図書館		—	11,286	—	—	H27.12月廃止
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
将来構想の策定			検討・策定				
取組状況	先進的な取組を行う他市施設を視察し、課題等について検討した。						
収支改善額(H28)			12,110千円				
達成効果	○経費の節減 ○財政・経営の健全化		大島図書館については、老朽化が著しく安全性の確保が難しいため速やかな対応が必要であったことから平成27年12月に廃止し、平成28年度において解体し、将来の維持管理費の節減を図った。				

番号	54	取組名	主要体育館の在り方の検討			担当課	生涯学習・スポーツ課
						実施状況	継続
取組内容	全ての体育館について、大規模修繕が必要となる時期を精査し、将来的な配置数や配置場所等、配置計画を策定する。						
施設状況	施設名		建設年度	H25 利用人数	H28 利用人数	伸率	管理形態
	新湊総合体育館		昭和61	102,494	100,937	▲1.5%	指定管理
	小杉総合体育センター		平成4	81,556	86,573	6.2%	指定管理
	小杉体育館		昭和56	98,059	106,731	8.8%	指定管理
	大門総合体育館		昭和57	66,006	87,433	32.5%	指定管理
	大島体育館		平成12	53,122	64,180	20.8%	指定管理
下村体育館		昭和60	15,734	13,823	▲12.1%	指定管理	
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
在り方の見直し			在り方を検討				
取組状況	公共施設等総合管理計画の方針に基づき、課題等について検討を行った。						

番号	55	取組名	地区体育館機能の移行			担当課	生涯学習・スポーツ課
					実施状況	一部達成(H27)	
取組内容	コミュニティセンター等の整備・改修時に集会室にその機能を位置付ける。						
施設状況	施設名	建設年度	H25 利用人数	H28 利用人数	伸率	管理形態	
	大島中央公園コミュニティ体育館	昭和63	8,166	8,043	▲1.5%	市直営	
	七美体育館	昭和57	5,628	5,577	▲0.9%	市直営	
	本江体育館	昭和55	3,044	2,344	▲23.0%	市直営	
	海老江体育館	—	2,342	—	—	平成28廃止	
	大島勤労者体育センター	—	8,628	—	—	平成27廃止	
	取組スケジュール	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
在り方の見直し (大島勤労者体育センター以外)	集会室にその機能を位置付け						
取組状況	平成28年9月に海老江体育館を取り壊した。						
大島勤労者体育センターの見直し	検討		取壊し(済)				
取組状況	平成27年度から廃止した。						
達成効果	収支改善額 (H27~H28)		2,016千円 (H27)		997千円 (H28)		
			3,013千円 (累計)				
	○経費の節減 ○財政・経営の健全化		施設の廃止により、将来の維持管理費の節減を図った。				

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	56	取組名	グラウンドの地域移管			担当課	生涯学習・スポーツ課
					実施状況	一部達成(H27)	
取組内容	災害時の活用も考慮し当面存続させる。ただし、10,000㎡未満のグラウンドの管理について、地域への移管（市民協働事業化）を検討する。						
施設状況	施設名	建設年度	H25 利用人数	H28 利用人数	伸率	管理形態	
	サン・ビレッジ新湊	平成8	13,677	12,903	▲5.7%	指定管理	
	下村グラウンド	昭和61	6,710	7,967	18.7%	指定管理	
	大島中央公園コミュニティ広場	平成6	8,710	8,807	1.1%	市直営	
	歌の森運動公園多目的グラウンド	平成2	10,973	8,456	▲22.9%	市直営	
	浅井グラウンド	昭和55	9,138	3,656	▲60.0%	平成27市民協働	
	本江グラウンド	昭和51	1,500	2,118	41.2%	平成27市民協働	
	七美公園グラウンド	昭和51	2,850	1,435	▲49.6%	市民協働	
	大江グラウンド	平成22	5,136	2,942	▲42.7%	市民協働	
	太閤山グラウンド	平成18	2,533	1,026	▲59.5%	市民協働	
	水戸田グラウンド	昭和55	1,085	1,011	▲6.8%	平成27市民協働	
	櫛田グラウンド	昭和55	2,584	4,546	75.9%	平成27市民協働	
	取組スケジュール	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
在り方の見直し	管理について地域への移管を検討 ※当面存続						
取組状況	市民協働事業化したグラウンドの事業内容について、地域振興会と意見交換を行った。						
達成効果	○業務量の低減 ○市民協働の推進		市民協働事業化により、地域による主体的な維持管理の体制を整備するとともに業務量の低減を図った。				

第3次射水市行財政改革集中改革プラン実績報告書（平成28年度分）

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	57	取組名	テニスコートの一部廃止			担当課	生涯学習・スポーツ課
						実施状況	一部達成(H27)
取組内容	新湊テニスコート及び歌の森運動公園テニスコートは存続とするが、他のテニスコートは廃止又は在り方の検討を行う。						
施設状況	施設名		建設年度	H25 利用人数	H28 利用人数	伸率	管理形態
	新湊テニスコート		昭和62	7,173	5,113	▲28.7%	指定管理
	歌の森運動公園テニスコート		平成4	7,998	7,054	▲11.8%	市直営
	下村テニスコート		平成元	616	694	12.7%	指定管理
	堀岡緑地テニスコート		昭和47	162	8	▲95.1%	市直営
大島テニス場		—	—	—	—	平成27廃止	
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大島テニス場の廃止			検討 → 廃止(済)				
取組状況	大島中央公園の再生整備に合わせ平成27年度から廃止した。						
堀岡緑地テニスコートの廃止			検討 → 照明廃止(済) → 検討 → 廃止				
取組状況	射北中学校テニスコート整備が完了次第、用途廃止し、公園緑地とする。(射北中学校テニスコートの整備は平成29年度中の予定)						
下村テニスコートの在り方の見直し			在り方を検討				
取組状況	次回の指定管理更新時（平成31年度）までに利用状況等を考慮し方針を定める。						
収支改善額 (H27)			414千円 (H27)				
達成効果	○経費の節減 ○財政・経営の健全化		大島テニス場を廃止することで、将来の維持管理費の節減を図った。また、堀岡緑地の夜間照明を廃止することで、自家用電気工作物の保守点検費用及び電気料の節減を図った。				

番号	58	取組名	新湊博物館の運営の在り方の検討			担当課	生涯学習・スポーツ課
						実施状況	継続
取組内容	効率的で魅力ある施設運営とするため、施設管理部門の指定管理者制度の導入を検討するとともに、企画事業においては、学術的に価値のある文化財の展示・保管の工夫や市民の芸術意識の高揚につながる展示方法等について検討する。併せて、観覧者の増加対策を強化するため、道の駅等の周辺施設や各種団体との連携手法を検討する。						
数値目標	項目名		単位	当初(H27)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)
	観覧者数		人	6,279	9,334	6,700	725.7%
施設状況	施設名		建設年度	H27 利用人数	H28 利用人数	伸率	管理形態
	新湊博物館		平成10	6,279	9,334	48.7%	市直営
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設運営の在り方の検討			検討 → 見直し				
取組状況	施設運営の在り方について、公益財団法人日本博物館協会が作成した「博物館自己点検システム」による自己評価を実施するとともに、県内で施設管理部門の指定管理者制度を実施している類似施設関係者との情報交換を行った。						
地域資料を生かした魅力ある企画展の立案及び実施、効果的な資料整理体制の構築			検討 → 実施				
取組状況	射水市ゆかりの小杉焼及び射水市出身の日本画家郷倉千靱を取り上げた企画展を春・秋に実施した。市内寺院等に伝えられてきた資料の調査を行い、学術的に価値のある美術工芸品や古文書を発見してその成果を夏季企画展で紹介した。市ゆかりの旧家から膨大な歴史資料の寄付を受け入れ、調査の中で見つかった江戸時代の観測器具を冬季館蔵品展で紹介した。時節に応じた企画により、入館者増に努めた。						
連携への働きかけの検討及び実施			検討 → 実施				
取組状況	道の駅新湊内にある既設看板の表示方法を見直し、企画展名を前面に打ち出した掲示を取り入れた。県土地改良区・市観光ボランティア連絡協議会等の地縁団体による研修を受け入れ、入館者が増加した。富山大学・富山県立大学・射水商工会議所主催事業へ博物館学芸員を講師派遣するなどの提携を行い、受講者に来館を促した。						

取組項目 3 民間活力の更なる活用

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	59	取組名	指定管理者制度の効果的な活用	担当課	人事課
				実施状況	一部達成(H26)
取組内容	これまでの課題や他自治体の動向等を踏まえ、基本方針や事務手続の見直しを図っていく。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	基本方針、事務手続の流れの見直し		継続して見直し		
取組状況	施設所管課とも連携を図り、「指定管理者制度の導入に向けた事務手続の流れ」について常に見直しを行い、所要の改正を行った。				
	指定管理者制度導入施設に係るモニタリングに関する方針の策定		策定(済)		
取組状況	「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングに関する方針」に基づき、業務状況評価の公開や施設訪問等を実施した。				
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○経費の節減 ○透明性の確保・市民への説明責任 ○サービスの向上 		適宜事務手続の流れ等を見直すことで、指定管理者制度の適正かつ効率的な運用につなげた。 また、モニタリングを実施することにより、施設の管理運営の適正化や市民サービスの向上を図った。		

番号	60	取組名	市有バス業務の民間活用	担当課	管財契約課
				実施状況	一部達成(H28)
取組内容	当面は現在の車両を継続使用するが、利用管理を除く運行業務と車両管理業務を含めて外部委託する。現在の車両廃止後は車両の更新は行わず、経費の平準化を図るため、民間バスの一括借上げ契約等を行う。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	運行業務、車両管理の外部委託		検討	実施	
取組状況	入札により外部委託による運用を開始した。				
	民間バスの一括借上げ契約		検討	実施	
取組状況	外部委託の運用実績を踏まえ将来の民間バスの一括借上げについて検討した。				
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○事務効率の向上 ○業務量の低減 		車両の維持管理や運行管理を外部委託することで、業務量を低減するとともに事務効率の向上を図った。		

番号	61	取組名	社会福祉協議会等の活用	担当課	地域福祉課
				実施状況	継続
取組内容	社会福祉協議会等の活用や連携により、事務事業を移管する。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	社会福祉協議会等の活用（事務事業の移管）		検討	実施	
取組状況	平成28年度は特に取組なし。				

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	62	取組名	ゆとりライフ互助会業務の移管	担当課	商工企業立地課
				実施状況	達成
取組内容	会員の利便性向上の観点からも、移管できる業務を検討し移管する。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	ゆとりライフ互助会業務の移管		検討	商工会に移管	商議所に移管
取組状況	会員異動申請受付、共済給付の申請受付、万葉線及びコミュニティバス回数乗車券の販売、各種助成券の取扱いについて、平成28年8月から、商工会議所に管轄エリア分を対象に移管した。 （射水市商工会については、平成27年5月から同会の管轄エリア分を対象に移管している。）				
達成効果	○業務量の低減 ○サービスの向上		業務の一部を射水商工会議所及び射水市商工会に移管することで、会員の利便性の向上と市職員の業務量の低減を図った。		

番号	63	取組名	竹内源造記念館の指定管理者制度への移行	担当課	地域振興・文化課
				実施状況	継続
取組内容	地元を中心とした組織による指定管理者制度へ移行できるよう、バックアップを行っていく。				
施設状況	施設名	建設年度	H25利用人数	H28利用人数	伸率
	竹内源造記念館	昭和9	(改修中)	6,745	皆増
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	指定管理者制度への移行		検討	移行	
取組状況	平成29年度から指定管理者制度へ移行するため、指定管理者を募集し、小杉まちづくり協議会を選定することとした。なお、竹内源造記念館と近接する国登録有形文化財の小杉展示館を一括して指定管理者を募集することで、文化資源としての一体的な活用によるにぎわい創出と管理の効率化を図った。				

取組項目 4 公営企業の経営健全化

番号	64	取組名	水道事業における主要施設及び配水管の長寿命化	担当課	上水道工務課
				実施状況	継続
取組内容	補修及び保守メンテナンスを徹底し、主要施設及び配水管の長寿命化を図る。平成26年度から口径250mm以下の配水管には、新耐震継手形ダクタイル鋳鉄管を全面的に採用し、管路の長寿命化による工事コストの縮減を図る。（平成27年度から口径300mm以下で採用）				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	主要施設及び配水管の長寿命化体対策		継続して実施		
取組状況	ポリエチレンスリーブによる腐食対策と新型ダクタイル鋳鉄管を採用することにより、主要施設及び配水管のライフサイクルコストの縮減と長寿命化対策を行った。				
	新耐震継手形ダクタイル鋳鉄管の採用（耐用年数100年）		採用（済）	実施	
取組状況	平成28年度における採用実績は以下のとおり。 配水管改良 5,086.8m、配水管布設 746.8m、その他配水管改良 131.4m 合計 5,965.0m				

番号	65	取組名	不明水対策の実施	担当課	下水道工務課
				実施状況	継続
取組内容	これまで行ってきた老朽管更新事業について引き続き重点的に実施していくとともに、宅内からの誤接続をはじめとした不明水削減のため、調査や改善への働きかけ等を積極的に行う。				
数値目標	項目名	単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)
	有収率の向上	%	71.1	73.4	76.0
	達成率(H28)		46.9%		
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	不明水対策の実施		順次実施		
取組状況	南太閤山地区の染料調査により誤接続が確認された8戸を戸別訪問し改善を指導した。また、有収率が低い太閤山、新湊地区の下水道管路の老朽管更新工事を実施した。				

第3次射水市行財政改革集中改革プラン実績報告書（平成28年度分）

番号	66	取組名	下水道水洗化率の向上	担当課	下水道工務課	
				実施状況	継続	
取組内容	これまでも行ってきた臨戸訪問の範囲を広げ強化を図るとともに、広報等を通じ下水道への理解を深めていただくよう、引き続き情報発信を図る。					
数値目標	項目名	単位	当初(H26)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)
目標	下水道の水洗化率	%	92.0	93.0	93.2	83.3%
	取組スケジュール	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	未接続世帯への接続依頼	継続して実施				
取組状況	下水道未接続世帯（市内全域・2人世帯約570世帯）を臨戸訪問し、早期接続のチラシを配布した。					
	市広報誌等での接続の働きかけ	継続して実施				
取組状況	下水道の理解と接続促進を「下水道の日」のPRイベントに合わせて広報活動したほか、市広報誌やホームページを活用し広く周知した。					

番号	67	取組名	医師住宅の処分	担当課	管財契約課	
				実施状況	一部達成(H26)	
取組内容	医師住宅を売却処分する。					
	取組スケジュール	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	医師住宅の売却	検討	廃止(H27)・売却			
取組状況	全4棟のうち、2棟は平成26年度に売却済である。未売却の2棟については、平成28年6月に一般競争入札を実施したが、申込が無かったため入札を中止し、一般競争入札以外の売却方法について検討した。					
	一時的な歳入増(H26)	(7,605千円)(H26) No.72「未利用財産の売却」に含む				
達成効果	○経費の節減 ○財政・経営の健全化	老朽化のため利用されていなかった医師住宅を売却することで、民間による有効活用を図るとともに、後年度の維持管理経費の節減及び財源確保を図った。				

番号	68	取組名	市民病院の患者増加策	担当課	市民病院経営管理課	
				実施状況	継続	
取組内容	出前講座、市民公開講座等を通じ、市民へPR活動を行う。また、地域連携を推進し、他の医療機関からの紹介患者の受入を増やすとともに、救急医療体制を充実し、救急患者の受入を増やす。					
数値目標	項目名	単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)
目標	一日当たりの在院患者数	人	149.4	133.9	146以上	▲8.3%
	取組スケジュール	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	出前講座・市民公開講座等の実施	継続して実施				
取組状況	出前講座を年間25回（リハビリ10回、看護師6回、医師5回、薬剤科3回、管理栄養士1回）実施した。市民公開講座を平成28年7月9日（土）に開催した。（延べ来場者数611人）					
	他医療機関からの紹介患者受入	継続して実施				
取組状況	市内開業医と連携を深めるため、病院連携の会（毎月第3火曜日）、病診連携懇話会、症例検討会等を市民病院で開催した。					
	救急医療体制の充実	継続して実施				
取組状況	高岡医療圏二次輪番群当番病院への参加、循環器オンコール体制による救急搬送受入体制の充実を図った。					

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のもです。

番号	69	取組名	新公立病院改革プランの策定	担当課	市民病院経営管理課
				実施状況	達成
取組内容	策定済みの公立病院改革プランを検証するとともに、新たに「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加え、新公立病院改革プランを策定する。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	新公立病院改革プランの策定				
取組状況	射水市民病院の医師、医療スタッフ及び事務職員で構成する射水市民病院新公立病院改革プラン策定委員会を設置し、平成28年度末に同プランを策定、公表した。				
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○財政・経営の健全化 ○透明性の確保・市民への説明責任 		患者動向など市民病院の現状と課題を詳細に分析することで将来的な方向性を定め、効率的な病院運営と経営改善に取り組むための経営計画を示した。		

取組項目 5 自主財源の確保及び創出

番号	70	取組名	ふるさと納税（ふるさと射水応援寄附）の更なる推進	担当課	農林水産課、財政課
				実施状況	一部達成(H26)
取組内容	ふるさと納税の更なる増収を目指し、「寄附」という本来の趣旨から外れない範囲で、寄附者への謝礼として贈呈している特産品目の見直しを図るとともに、より効果的なPR方法についても研究する。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	特典（特産品目）の見直し				
取組状況	委託業者と連携を図り、市内地場産品取扱事業者へ出品要請した結果、返礼品数は35品から52品へ増加した。また、これまで1社のみで行っていたインターネット申込受付について、新たに2社と契約しインターネットを利用した申込み環境の充実を図った結果、寄附額は大幅な伸びとなった。				
	効果的なPR方法の研究				
取組状況	首都圏等でのイベントでパンフレットを配布したほか、都営浅草線の車内に広告を掲示するとともに、ラジオ番組に担当者自らが出演し、ふるさと納税のPRに努めたことで、寄附額は大幅な伸びとなった。				
	一時的な歳入増(H26~H28)		38,689千円 (H26)	77,680千円 (H27)	183,251千円 (H28)
			299,620千円 (累計) ※収支改善額には含めない		
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○事務効率の向上 ○地域の活性化・魅力向上 ○財政・経営の健全化 ○サービスの向上 		民間事業者に事務を一部委託し、寄附手続きの簡略化や効果的なPRを行うことで、寄附の増加につなげるとともに、職員の事務効率の向上を図った。		

番号	71	取組名	有料広告収入等の独自財源の確保	担当課	財政課
				実施状況	一部達成(H26)
取組内容	今後も、引き続き有料広告収入の増となるよう、新たな独自財源の確保に努める。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	有料広告収入等独自財源の確保				
取組状況	広告掲載業者の撤退やネーミングライツ契約額の減により、広告収入の総額は減となったが、新たな広告収入として、新庁舎1階窓口の番号案内表示機に広告放映を行うこととするなど、積極的に有料広告の獲得に努めた。				
	収支改善額(H26~H28)		526千円 (H26)	▲1,395千円 (H27)	▲448千円 (H28)
			▲1,317千円 (累計)		
達成効果	○財政・経営の健全化		有料広告収入の財源確保により財政の健全化を図った。		

番号	72	取組名	未利用財産の売却			担当課	管財契約課
						実施状況	一部達成(H26)
取組内容	売却可能となった物件を着実に売却し、財源の確保に努める。						
数値目標	項目名	単位	当初(H25)	実績累計	目標(H30)	達成率(H28)	
	土地売払収入 (平成26年度からの5年累計)	千円	0	660,145	125,000	528.1%	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
物件毎の課題解決、条件整備		継続して実施					
取組状況	売却予定の未利用地3件について条件整備を完了した。						
未利用地の売却		継続して実施					
取組状況	小杉庁舎跡地をはじめ、7件を売却した。(うち、一般競争入札によるもの2件、随意契約によるもの5件)						
一時的な歳入増(H26~H28)		9,666千円 (H26)		No.67「医師住宅の処分」の分を含む			
		8,156千円 (H27)					
		642,323千円 (H28)		No.38「庁舎の有効活用及び跡地利用」の分を含む			
		660,145千円 (累計)		※収支改善額には含めない			
達成効果	○経費の節減 ○財政・経営の健全化		未利用財産の売却により、民間による有効活用を図るとともに、後年度の維持管理費の節減及び財源確保につなげた。				

番号	73	取組名	公共施設の自動販売機設置業者選定における入札制度の導入			担当課	管財契約課
						実施状況	継続
取組内容	導入計画を策定し、全ての公共施設において自動販売機設置業者選定における入札制度を導入する。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
自動販売機設置業者選定における入札制度の導入		検討			段階的に導入		
取組状況	現在の状況や試行導入の結果を踏まえ、入札制度の導入を検討した。						

番号	74	取組名	市税収納率の向上			担当課	収納対策課
						実施状況	継続
取組内容	個人住民税関係では、個人住民税の特別徴収推進強化を図るため、法令に基づき特別徴収の強制指定を行うよう準備を進める。 収納関係では、「納付環境の整備」と「滞納整理の強化」に努め、特に納税誠意のない滞納者には適切に差押を執行する。						
数値目標	項目名	単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)	
	収納率(市税及び国民健康保険税) ※現年課税分のみ	%	98.8 (H24年度)	98.9 (H27年度)	99.0 (H29年度)	50.0%	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
住民税特別徴収の推進強化		継続して実施					
取組状況	県税事務所の職員と連携して特別徴収事務を実施していない事業所を訪問し、実施を促した。						
滞納整理の強化		継続して実施					
取組状況	過年度滞納に対する差押処分と並行し、現年度滞納の徴収を強化した。 また、督促状発送後20日経過した案件がコールセンターによる促しにも反応が無かったものについて、実態調査を進め、早い段階で債権差押を行った。 これらを現年収納率の向上及び新規滞納者の抑止につなげ、過年度の困難案件に重点的に取り組んだ。						

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時(平成25年度現在)のものであります。

第3次射水市行財政改革集中改革プラン実績報告書（平成28年度分）

※各取組における内容については、特に記載がない限り、プラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	75	取組名	債権管理・回収の一元化の検討	担当課	収納対策課		
				実施状況	達成		
取組内容	関係部署を集めて協議し、市としての統一した見解をまとめた上で、「射水市債権徴収事務の移管に係る事務取扱要綱」を制定し、平成28年4月1日から施行する。なお、要綱制定後も基本的には債権所管課において滞納処分及び強制執行を行うが、要件を満たした案件については収納対策課が移管を受けて対応する。						
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	債権管理・回収の一元化の実施		検討		実施		
取組状況	平成28年4月1日の要綱施行後、債権徴収に係る案件相談における指導及び移管案件を引き受けた。強制徴収公債権においては、19件の相談、7件の案件を受けて、滞納処分により1,136,880円を徴収した。非強制徴収債権においては52件の相談、8件の案件を受けて強制執行により、2,655,830円を徴収した。また、継続中の案件は滞納処分等により徴収することとした。						
達成効果	○公平性・公正性の確保 ○財政・経営の健全化 ○職員の能力・組織力の向上		市債権管理対策連絡会議において研修会を重ねたことにより、職員の債権徴収のノウハウや意識は高まってきている。また、税外債権においても税と同様に応分負担の義務が生じることを踏まえ、公平性・公正性を確保する観点から滞納者に対して処分等を執行した。				

番号	76	取組名	魅力ある企業立地助成金制度への工夫	担当課	商工企業立地課		
				実施状況	一部達成(H27)		
取組内容	新規の成長業種等を対象とし、そのような企業が進出しやすい助成金メニューを創設するなど、企業立地助成金制度の見直しや新たな要綱の制定を随時行い、柔軟な発想で企業誘致を推進する。						
数値目標	項目名	単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)	
	企業団地分譲率	%	90.0	97.1	100.0	71.0%	
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	制度の検討・見直し		随時実施				
取組状況	企業の設備投資の拡大を背景に、企業立地促進法等に基づく様々な支援制度を活用し、精力的に企業との交渉を重ねた結果、企業団地内の3区画を売却した。						
達成効果	○地域の活性化・魅力向上 ○財政・経営の健全化		助成制度を活用した企業誘致を推進し、企業団地の未分譲用地を売却することにより、売却収入を得るとともに企業団地管理費の低減を図った。また、企業の立地により、税収の安定化と雇用の創出につなげた。				

番号	77	取組名	創業支援事業計画の推進	担当課	商工企業立地課		
				実施状況	継続		
取組内容	商工会議所、商工会、市内金融機関、日本政策金融公庫、創業支援関係機関と連携し、創業希望者への情報提供、専門家派遣、創業セミナー、窓口相談等の支援を促進し継続的に取り組む。						
数値目標	項目名	単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)	
	創業者（支援融資）件数（年間）	件	14	7	35	▲33.3%	
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	創業支援ワンストップ窓口の設置		検討		継続して実施		
取組状況	射水市創業支援事業計画連絡会を開催し、関係機関の連携を深めた。（5回実施）射水市創業支援事業補助金創設に向けた準備を行った。						
経営、財務、人材育成、販路拡大セミナーの開催	検討		継続して実施				
取組状況	射水商工会議所及び射水市商工会がそれぞれ実施する「創業塾」の周知を図った。日本政策金融公庫と連携して創業に関するパネル展を実施した。						

番号	78	取組名	雑誌スポンサー制度の導入	担当課	生涯学習・スポーツ課
				実施状況	達成
取組内容	スポンサー名を表示するための安価で効果的な方法を研究の上、雑誌スポンサー制度を導入する。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
雑誌スポンサー制度の導入			検討	導入	
取組状況	中央図書館に配架している雑誌のカバーにスポンサー名及び広告を表示できることを条件に、スポンサーが雑誌購入代金を負担する制度を開始した。（スポンサー数12社、雑誌数13タイトル、金額110,608円）				
	収支改善額(H28)		111千円		
達成効果	○経費の節減 ○サービスの向上		図書館経費の抑制に努めながら、スポンサー企業等のイメージや認知度を高めるとともに、図書館資料を充実させ市民サービスの向上を図った。		

番号	79	取組名	農業委員会だよりへの有料広告掲載検討	担当課	農業委員会事務局
				実施状況	継続
取組内容	費用対効果を試算し、効果が大きいと判断できれば、先進他市事例を参考に有料広告掲載を実施する。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
有料広告の掲載検討（費用対効果の試算）			検討	依頼	実施
取組状況	関係事業者へ依頼を行ったが掲載まで至らなかった。				

取組項目 6 資産・債務の適正管理

番号	80	取組名	固定資産台帳の整備	担当課	管財契約課
				実施状況	達成
取組内容	新たな情報システム構築を含め、固定資産台帳の整備方針とスケジュール等を検討する。その後、庁内の体制整備及び準備作業を行った上で、資産の棚卸、データ作成、データ統合、資産簿価の算定等により固定資産台帳を整備する。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
固定資産台帳の整備			方針検討・準備	整備	
取組状況	資産の棚卸等を実施し、平成27年度末簿価の固定資産台帳を作成した。				
達成効果	○財政・経営の健全化 ○透明性の確保・市民への説明責任		統一的な基準による財務書類等の作成に当たり、財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠であることから、必要な情報を台帳に整理し、財政・経営の健全化及び行財政運営の透明性の確保につなげた。		

番号	81	取組名	新地方公会計の整備	担当課	財政課
				実施状況	継続
取組内容	統一的な基準による財務書類を平成29年度中に公表する。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
固定資産台帳と連動した財務書類の整備			検討	整備	活用
取組状況	平成28年度は平成27年度決算において統一的な基準による財務書類の作成を試みるなど、平成29年度中の公開に向けた準備を進めた。 また、新地方公会計制度の導入に当たり、職員研修の実施や職員向けコラムの掲載など、職員に対する意識啓発も併せて実施した。				

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

基本方針 2 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供

取組項目 1 市政情報の積極的な提供

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	82	取組名	みえる・わかる・わかり合えるミーティング等の実施		担当課	未来創造課	
					実施状況	一部達成(H28)	
取組内容	現在実施している「みえる・わかる・わかり合えるミーティング」の4つのメニューについて、参加者の動向を踏まえ、市民が参加しやすい形態になるよう柔軟に対応し、より多くの市民に参加していただけるよう検討する。 また、新しいメニューも随時追加する。						
数値目標	項目名		単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)
	ミーティング等参加者（年間）		人	1,369	1,619	1,500	190.8%
	取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	ミーティング等の実施			継続して実施			
取組状況	平成28年度は次のとおり事業を行った。 ①ようこそ市長室へ…2回実施（新湊庁舎・新庁舎で実施）、3名参加 ②ランチ・コーヒートーク…1回実施、20名参加 ③市長の出前講座…28回実施、1,482名参加 ④市長のまちまわり…9地域振興会、114名参加（大江、南太閤山、海老江、片口、大門、七美、塚原、太閤山、作道）						
達成効果	○透明性の確保・市民への説明責任		全地域振興会を対象に開催した市長の出前講座において、当面する重要施策を説明し市民の声を直接聞くことで、説明責任を果たすことに努めた。 また、市長のまちまわりについても集中的に開催し（平成27年度～平成29年度に全地域振興会で開催予定）、地域からの要望を市政運営の参考にすることで、信頼できるパートナー関係の構築を図った。				

番号	83	取組名	ファイリングシステムの導入と維持管理		担当課	総務課	
					実施状況	達成	
取組内容	平成26年度及び27年度に、6庁舎においてファイリングシステム（フォルダーによる管理）を導入する。 また、導入後3年間にわたり、コンサルタントによる研修・職場点検を実施し、ファイリングシステムの定着及びより一層の事務効率の向上を図る。						
	取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	ファイリングシステム導入			導入（済）			
取組状況	平成27年度中にすべての庁舎において導入作業を完了した。						
	定着に向けた維持管理（研修・職場指導）			維持管理			
取組状況	維持管理のため、各種研修を実施しシステムの定着を図るとともに、新庁舎移転後に実地指導を2回実施し新たな職場環境の点検を実施した。						
達成効果	○事務効率の向上		文書量を削減するとともに、適正で効率的な文書管理の手法を職員が習得したことから、コンサルタントによる研修等は平成28年度で終了し、今後は職員による維持管理とする。				

取組項目 2 市民との協働によるまちづくりの充実

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	84	取組名	コミュニティセンターの指定管理者制度への移行	担当課	地域振興・文化課	
				実施状況	一部達成(H26)	
取組内容	順次、コミュニティセンターを地域振興会による指定管理者制度へ移行する。移行に際しては、適切な助言等を行う。					
数値目標	項目名	単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)
	コミュニティセンターの指定管理者制度移行数(27地区)	施設	18	22	20	200%
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指定管理者制度への移行	順次移行					
取組状況	庄西コミュニティセンター及び太閤山コミュニティセンターを新たに各地域振興会による指定管理者制度へ移行した。					
収支改善額 (H26~H28)	▲1,635千円 (H26)					
	▲184千円 (H27)					
	▲1,873千円 (H28)					
	▲3,692千円 (累計)					
達成効果	<ul style="list-style-type: none"> ○業務量の低減 ○地域の活性化・魅力の向上 ○市民協働の推進 ○サービスの向上 地域振興会による自主的な管理により、職員の業務量の低減を図るとともに、地域活動の拠点としての魅力を高め、効率的・効果的な施設の運営とサービスの向上を図った。					

番号	85	取組名	地域型市民協働事業の推進	担当課	地域振興・文化課	
				実施状況	継続	
取組内容	行政が実施していた事業のうち、協働の視点に立ち、協働にふさわしい事業を地域振興会へ移行するとともに、地域振興会による提案事業の公募についても推進していく。					
数値目標	項目名	単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)
	地域型市民協働事業への移行事業費	千円	91,690	120,151	130,000 (市税1%程度)	74.3%
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域型市民協働事業への移行	順次移行					
取組状況	消防本部から交付していた新湊校下防火推進員連絡協議会補助金を地域の主体性を高めるため地域型市民協働事業へ移行するなど、地域型市民協働事業の充実・強化を図った。					

番号	86	取組名	自主防災組織の強化及びネットワーク化	担当課	総務課	
				実施状況	継続	
取組内容	地域の防災活動のリーダーを育成するため、防災士の資格取得について支援する。また、防災士間の協議会の設立を働きかけ、研修会や情報交換を行い、防災士のスキルアップや防災組織間の連携を図ることで自主防災組織の活性化につなげる。					
数値目標	項目名	単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)
	地域振興会から推薦され資格取得をした防災士の数(累計)	人	16	40	67	47.1%
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
防災士の資格取得支援	働きかけ実施					
取組状況	県の支援制度を活用し、6名の防災士の認定取得を支援した。					
防災士間の協議会設立、情報交換、研修会開催	検討	設立(済)	実施(情報交換、研修会開催)			
取組状況	防災士連絡協議会総会、研修会を開催し、防災士としてのスキルアップ及び情報の提供を行った。					

取組項目 3 効果的な市民サービスの提供

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	87	取組名	庁舎整備後の窓口サービスの充実	担当課	市民課
				実施状況	達成
取組内容	庁舎整備後の窓口サービスについて、より効率的な手法を検討し、窓口業務のワンストップサービス、医療費助成等の簡易な申請受付への対応、コミュニティバス等の公共交通を有効活用した地区窓口の設置など、新しい窓口サービス体制を構築する。				
	取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度		
	庁舎整備後の窓口サービスの充実				
取組状況	新庁舎開庁に伴う総合窓口及び地区センターの取扱業務及び移行スケジュールの調整を行い、平成28年10月11日から、新庁舎1階市民課（証明書発行、異動受付）窓口及び各地区センター（新湊、小杉、大門、下）で新たな窓口サービスを開始した。				
達成効果	○業務効率の向上 ○サービスの向上 新庁舎は「迷わない、待たない、手間取らない窓口」を目標に掲げ、利用頻度の高い窓口を1階に集約したことにより、各種証明の発行、転出入や出生届等、ワンストップサービス化を図った。				

番号	88	取組名	窓口時間延長の在り方についての検討	担当課	市民課
				実施状況	継続
取組内容	当面は現行の延長窓口方式を維持するが、コンビニ交付の導入後、マイナンバーカードの普及に併せ、延長窓口の段階的廃止も含めて在り方を再検討し、見直しを行う。				
	取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度		
	延長窓口の実施				
取組状況	コンビニ交付サービスの開始に伴い、取扱業務に所得証明及び所得課税証明を追加した。また、新庁舎開庁に伴い実施場所を新庁舎1階証明書発行窓口に変更し、職員体制の見直しを行った。（課税課等担当課職員への窓口対応協力依頼等）				
	コンビニエンスストアでの諸証明交付				
取組状況	平成28年4月1日から諸証明のコンビニ交付サービスを開始した。（平成28年度利用実績 971件） サービス提供時間：午前6時30分～午後11時まで 発行できる証明：戸籍謄(抄)本、住民票の写し・附票の写し、印鑑証明、所得証明、所得課税証明 利用可能店舗：全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス				

番号	89	取組名	多様な納付環境の整備（ペイジー収納サービス）	担当課	収納対策課	
				実施状況	継続	
取組内容	システム業者と協議を進めるとともに、ゆうちょ銀行、指定金融機関等との調整を進め、ペイジー収納サービス導入に向け努力していく。					
数値目標	項目名	単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)
	自主納付におけるコンビニ・クレジット納付、ペイジー等の納付率	%	37.5	41.8	40.0	172.0%
	取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
	ペイジー収納サービス					
取組状況	県内金融機関の取り組み動向を注視しながら富山市・高岡市などと情報連携し、金融機関に対しペイジー収納サービス導入を促した。					

番号	90	取組名	万葉線ICカードの導入支援	担当課	生活安全課
				実施状況	継続
取組内容	公共交通プランに基づき、導入スケジュール、ICカードの選定、システムの構築、テスト運用等について、事業主体である万葉線株式会社や関係する高岡市等と協議を行い、ICカードの導入を支援していく。				
	取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度		
	ICカードの導入支援				
取組状況	ICカードの導入に向け、万葉線株式会社、高岡市等と調査・検討を行った。				

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	91	取組名	がん検診受診率向上に向けた取組の推進			担当課	保健センター
						実施状況	一部達成(H28)
取組内容	従来から実施していた節目年齢のがん検診無料化に加え、20歳から40歳までを重点年齢と位置づけ、28歳・33歳・38歳についても無料化し、受診しやすい体制づくりを行う。						
数値目標	項目名	単位	当初(H27)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)	
	子宮頸がん検診受診率	%	42.4	43.0	50.0	7.9%	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
子宮頸がん重点年齢検診推進事業の実地							
取組状況	従来から実施している節目年齢のがん検診無料化に加え、20～40歳を重点年齢と位置づけ28歳、33歳、38歳について無料化した。						
達成効果	○費用対効果の向上		20～40歳の重点年齢の受診率は昨年度と比較し3.4%増加した。また、28歳、33歳、38歳の受診者は、昨年と比較し120人増加した。（前年度比16.6%増）				

番号	92	取組名	指定宅地支援制度の見直し			担当課	建築住宅課
						実施状況	達成
取組内容	現状では制度的にも分かりづらくアピール性も弱いので、現行制度を基本とした定住促進等に効果的な補助要件の構成、金額や方法など、インパクトのある制度への見直しを行う。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
制度の見直し							
取組状況	既存市街地に市内の空き家が集中している現状を踏まえ、平成29年4月1日から、市街化区域内の空き地、空き家を新たに支援制度の対象（「指定宅地」）に追加し、空き地や空き家の流通を促進し既成市街地への人口集積を図るよう制度の見直しを行った。						
達成効果	○費用対効果の向上 ○地域の活性化・魅力向上 ○サービスの向上		既存市街地を取り巻く課題等を踏まえ、定住促進等に向けてより効果的な制度となるよう見直しを図った。				

番号	93	取組名	小学校の在り方の検討			担当課	学校教育課
						実施状況	継続
取組内容	小中学校の配置・運営に対する国の動向を踏まえ、小学校の現状と課題等について整理し、検討する。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
在り方の研究							
取組状況	小規模校の取り扱いについて、「射水市学校等の在り方検討委員会による提言(平成22年度)」と、平成27年に文部科学省が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」の内容を本市の状況に照らし合わせ課題等を検討した。また、平成34年度までの児童・生徒数の見込みについて公表した。						

番号	94	取組名	学校図書館職員の効果的な活用			担当課	学校教育課
						実施状況	一部達成(H28)
取組内容	児童生徒に対する読書活動の推進や図書館を活用した授業を計画的に行っていくため、学校図書館職員を効果的に活用する。						
数値目標	項目名	単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)	
	図書館を活用した授業を月に数回程度、計画的に行う学校数	校	2	21	21	100%	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
学校図書館職員の効果的な活用							
取組状況	小・中学校長会等と学校図書館や公立図書館の活用について協議を重ねた。「総合的な学習」や「調べ学習」の中で、本を読む「場」としてだけでなく、探して調べて資料づくりをするなどの経験を積むことによって、児童・生徒にとって新たな図書館利活用の発見につながった。						
達成効果	○費用対効果の向上		総合的な学習や調べ学習等の見直しをきっかけとし、学校図書館職員の児童・生徒への支援や助言の機会を増やすなど効果的な活用を図った。				

取組項目 4 ICT（情報通信技術）の有効活用

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のもので

番号	95	取組名	電算システムの更新	担当課	総務課
				実施状況	達成
取組内容	共同利用型自治体クラウドについては、業務部会で運用方法や移行データの整備などについて協議し、システムの設計・製作を行い、平成27年7月から運用する。 内部業務系システムについては、クラウドの対象外であることから、事務処理の効率化・迅速化と運用コストの低減を図ることができるよう、システムや機器の選定を行う。				
	取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度		
	共同利用型自治体クラウドの導入		検討 → 導入（済）		
取組状況	システム操作説明、システム動作検収、並行稼働を行い、平成27年7月から基幹業務系クラウドシステムの運用を開始した。				
	内部業務系システムの更新		検討 → 導入		
取組状況	自治体クラウドを利用し、平成28年4月から新システムの運用を開始した。				
	収支改善額（H27～H28） ※1年間当たり		66,616千円（H27） ※共同利用型自治体クラウドの導入分 26,839千円（H28） ※内部業務系システムの更新分 93,455千円（累計）		
達成効果	○経費の節減 ○事務効率の向上		自治体クラウドの利用により経費の節減を図るとともに、データセンター利用による耐災害性の強化、事務の標準化・効率化を図った。		

番号	96	取組名	マイナンバーカードの多目的利用	担当課	総務課
				実施状況	達成
取組内容	個人番号制度の庁内推進組織として「社会保障・税番号制度推進本部」及び「社会保障・税番号制度推進プロジェクトチーム」を設置し、番号制度の導入に向けた課題及び対応策の検討を行い、多目的利用につなげる。				
	取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度		
	多目的利用の実施		検討 → 実施		
取組状況	平成28年4月からマイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービス（全国のコンビニエンスストアで住民票の写しや戸籍証明書、所得証明書等を交付するサービス）を開始した。【取組番号88番再掲】				
達成効果	○業務量の低減 ○サービスの向上		コンビニでの交付サービスの開始により、利用者の利便性を向上させるとともに、窓口での業務量の低減を図った。		

番号	97	取組名	家屋評価図面等のデータベース化	担当課	課税課	
				実施状況	達成	
取組内容	家屋評価図面を画像データ化し保存性を高めるとともに、データベース化して資料検索の効率化を図る。 ※スキャン対象図面：約70,000枚、スキャン枚数：約80,000枚					
数値目標	項目名	単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)
	家屋評価図面の電子データ化	%	0.0	100.0	100.0	100%
	取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
	家屋評価図面に管理番号の付設		実施			
取組状況	全地区家屋図面に管理番号付設を完了した。					
	図面（管理番号付設済）のスキャン作業		実施			
取組状況	図面サイズが大きいなどデータ化に適していない図面を除き、全ての図面のスキャン作業を完了した。					
	電子データ検証・検索システム構築		実施			
取組状況	データ化した全ての図面に管理番号名を付して、管理番号で簡易検索できるようにした。					
達成効果	○事務効率の向上 ○透明性の確保・市民への説明責任		電子データ化した家屋評価図面を課税業務に活用することで、適正で効率的な課税情報の管理につなげた。			

基本方針 3 職員力の強化と組織力の向上

取組項目 1 職員の能力向上及び意識改革

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のもです。

番号	98	取組名	職員研修の充実			担当課	人事課
						実施状況	継続
取組内容	多様な研修メニューの提供、より高度な研修機関（国、県、自治大学校等）への派遣等を行うことにより、精鋭職員の育成を図る。 また、職員の職種や階層に応じた内容の接遇研修を行い、お客様満足度の向上に努めていく。						
数値目標	項目名		単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)
	研修受講者数（年間）		人	440	449	580	6.4%
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
多様な職員研修の実施			継続して実施				
取組状況	階層別研修、専門研修、富山県や自治大学校への派遣研修を実施した。 また、自己啓発として、資格取得助成、通信教育及び放送大学の受講勧奨にも努めた。						
窓口アンケートの実施及び接遇研修			継続して実施				
取組状況	県職員研修所、市町村職員研修機構が実施した階層別研修の中で接遇研修の受講機会を設けた。						

番号	99	取組名	職員提案制度の推進			担当課	人事課
						実施状況	継続
取組内容	行政サービスの向上、事務の効率化や職員の業務改善に対する意欲向上を目指し、職員提案制度の積極的な活用及び質の高い提案内容の増加に繋がるよう、制度の見直しを図っていく。						
数値目標	項目名		単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)
	事務改善部門の提案数における採用の割合		%	50.0	50.0	60.0	0%
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
職員提案制度の推進			継続して実施				
取組状況	平成28年度は8件の提案があり、4件が採用となった。						

番号	100	取組名	人事評価制度の適正運用			担当課	人事課
						実施状況	継続
取組内容	評価者による評価基準のバラツキの改善を図るとともに、給与及び昇任、降任等処遇への反映に結びつける。						
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人事評価制度の適正運用			見直し・継続して実施				
取組状況	人事評価の手引きを作成・公表し、標準職務遂行能力を新たに規定して評価の基準をより明確にするなど、継続して人事評価の適正運用に努めた。						
人事評価結果の処遇への反映			見直し・継続して実施				
取組状況	人事評価により、組織マネジメントの向上、本人への気づきの提供、人事管理への活用を行った。 人事評価結果及び勤務状況等に基づき、勤勉手当や昇給への反映を行った。						

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	101	取組名	求める人材の採用・確保				担当課	人事課
							実施状況	継続
取組内容	就職説明会等の実施や人物重視の採用を図るため、民間企業の採用選考に近づけた内容で実施する自己アピール方式や、一定の職務経験を有する即戦力を採用する社会人経験者枠の採用を継続して実施する。							
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度						
市役所の業務に関する情報提供		見直し・継続して実施						
取組状況	射水市として独自に就職説明会を実施するとともに、射水市内の事業所との共同での説明会や大学での説明会にも参加した。 また、技術職の現場見学会を実施した。							
人物重視の採用選考		見直し・継続して実施						
取組状況	人物重視の職員選考を行うため、「自己アピール枠」による採用を行政区分及び土木区分において設定し、有能な職員の採用を行った。 また、福祉行政を取り巻く情勢やニーズに的確かつ効率的に対応するため、「社会福祉士」の区分を新たに設定し、職員の採用を行った。							

番号	102	取組名	消防団組織の充実強化				担当課	消防本部総務課
							実施状況	継続
取組内容	団員確保のため、機能別消防団員制度の導入や団員の処遇改善を図るとともに、団員加入広報等を継続して実施する。 また、外部機関による研修会を開催するとともに、市が企画する研修会や県等（消防学校：基礎教育、初級幹部 消防協会：中堅幹部、指導研修）が主催する研修会に参加し、組織全体の安全管理の強化を図る。							
数値目標	項目名		単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)	達成率(H28)	
	研修受講人数 (平成26年度からの累計)		人	0	708	1,040	68.1%	
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度						
団員加入広報等		継続して実施						
取組状況	消防団の活性化対策の一環として、消防団サポート事業「消防団応援の店」を平成28年4月1日から導入した。 また、県と連携しイベント会場での消防自動車の展示や団員募集ポスターの掲示など消防団員加入促進に向けた広報活動を実施した。							
消防団員安全管理セミナー（隔年開催）		120人受講		89人受講		実施		
取組状況	専門家を講師に招き災害に対するストレス対策研修を開催。惨事ストレスに対する理解や知識を高めた。							
市消防団研修 消防学校・県消防協会研修		市消防団研修 650人受講、消防学校・県消防協会研修 270人受講						
取組状況	県や消防協会主催の研修に参加するとともに、活動マニュアルに基づいた災害対応訓練や現場指揮要領などの研修会を開催した。（研修受講者数 173人）							
機能別消防団員制度の導入		導入						
取組状況	機能別消防団員制度を導入し、19名を機能別消防団員に任命した。 機能別消防団員による日中の災害出動や警戒広報を実施することにより、基本団員の負担が軽減された。							

取組項目

2 効率的な組織体制の構築

番号	103	取組名	外郭団体への派遣の縮小				担当課	人事課
							実施状況	継続
取組内容	引き続き、市職員の派遣を見直し、縮小する。							
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度						
派遣者数の見直し (市が出資等をしている外郭団体)		継続して見直し（縮小）						
取組状況	引き続き、外郭団体への職員派遣が最小限となるよう努めた。							

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	104	取組名	効率的な組織体制の維持・見直し	担当課	人事課
				実施状況	継続
取組内容	職員数と事務事業について随時点検と見直しを行う。 また、簡素で効率的な組織を維持するため、時限的な対応を伴う組織や組織人員対応についてはスクラップアンドビルドの考えに基づいた組織管理を行っていく。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
事務事業の点検	継続して実施				
取組状況	所属長から人事ヒアリングを実施するなどにより事務量の増減を把握し、適正な職員配置に努めた。				
	組織体制の見直し		継続して実施		
取組状況	これまで分散していた行政機能を集約し、市民や来庁者の利便性及び事務効率の向上を図り、組織横断的な課題にも迅速かつ柔軟に対応できる組織体制の構築に向け、4月及び新庁舎開庁時の10月において、段階的に組織機構の改編を行った。				

取組項目 3 職員定数の見直し及び給与の適正化

番号	105	取組名	効率的・効果的な職員定員管理	担当課	人事課
				実施状況	継続
取組内容	定員適正化計画に基づき、効率的・効果的な定員管理を実施する。				
数値目標	項目名	単位	当初(H25)	実績(H28)	目標(H30)
	職員数 (消防・病院を除く)	人	650	626	614 (H31.4.1現在)
	達成率(H28)				66.7%
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	定員適正化計画に基づく定員管理		継続して実施		
取組状況	職員数の縮減のみに目を向けるのではなく、行政ニーズや職員の勤務実態や年齢構成、退職者の動向を考慮し、市民サービスの向上と職員数のバランスに留意した定員管理に努めた。				
収支改善額 (H26~H28)	定員及び職員給与等適正化分	▲88,985千円 (H26)			
		146,061千円 (H27)			
		85,462千円 (H28)			
		142,538千円 (累計)			
収支改善額 (H26)	議員定数削減分	18,612千円 (H26.4月~H26.11月分)			

番号	106	取組名	職員給与等の適正化	担当課	人事課
				実施状況	継続
取組内容	給与制度の運用に当たっては、一層の適正化を図りながら、職員の意欲・能力を引き出すために人事評価結果を的確に給与へ反映させる。 また、定員適正化計画に基づき職員給与費を適正に管理していく。				
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
職員給与費の適正な管理	継続して実施				
取組状況	国の人事院勧告に基づき、給料月額を平均0.2%引き上げるとともに、勤勉手当を0.1月引き上げた。 また、扶養手当について配偶者に係る手当支給額の見直しを行った。				
	人事評価結果の給与等への反映		継続して実施		
取組状況	業績評価結果を勤勉手当に反映させ、業績評価結果と能力評価結果を合わせた総合評価結果を昇給等の処遇に活用した。				

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	107	取組名	多様な任用形態による人材の有効活用			担当課	人事課
						実施状況	継続
取組内容	今後、多くの定年退職者が発生する中で、長年培った経験を生かし、知識技能の継承を図る観点からも通常業務に従事する再任用職員として活用する。 また、専門的な技術、資格等を必要とする業務については、任期付職員や嘱託職員の活用、繁忙期においては、臨時職員の活用を図る。						
	取組スケジュール	平成26年度 ■ 平成27年度 ■ 平成28年度 ■ 平成29年度 ■ 平成30年度					
多様な任用形態による人材の活用							
取組状況	再任用制度の運用を継続するとともに、保育職においては、任期付職員の採用試験を引き続き実施し、必要な人材を確保した。 また、臨時職員について、業務の繁閑にあわせた柔軟かつ組織横断的な配置手法について検討した。						

6 集中改革プラン（平成28年度改訂版）からの変更点

番号	取組名	担当課	頁
	変更点		
1	タブレット端末の活用による情報政策及びペーパーレス対策	総務課	10
	・取組スケジュールを平成30年度から「実施」に変更		
3	事務事業評価制度の見直し	人事課	10
	・取組スケジュールを平成29年度まで「見直し（実施）」に変更		
6	庁用車両管理及び保有台数の適正化	管財契約課	11
	・取組スケジュールの「実施」を平成28年度に変更		
9	市税滞納者に対する行政サービスの利用制限の実施	収納対策課	12
	・取組スケジュールの「実施」を平成28年度に変更		
15	資源集団回収スケジュールの見直し	環境課	14
	・「ごみ収集カレンダーとの統合」の取組スケジュールの「統合」を平成28年度に変更		
20	地域ふれあいサロン事業の見直し	地域福祉課	15
	・取組スケジュールを平成30年度から「見直し」に変更		
21	老人デイサービス事業の廃止	地域福祉課	15
	・取組名及び取組内容の変更、取組スケジュールを平成29年度から「廃止」に変更 取組名「老人デイサービス事業の見直し」「老人デイサービス事業の廃止」 取組内容「事業の見直しを行う」「事業を廃止する」		
33	元旦マラソンの見直し	生涯学習・スポーツ課	19
	・取組スケジュールの「継続して見直し」を平成30年度までに変更		
37	公共施設等総合管理計画の策定	人事課	20
	・「総合管理計画に基づく統廃合、多機能化」の取組スケジュールの「実施」を平成28年度からに変更		
43	堀岡福祉センターの廃止	地域福祉課	21
	・取組スケジュールの「廃止」を平成29年度に変更		
67	医師住宅の処分	管財契約課	31
	・取組スケジュールの「廃止・売却」を平成29年度に変更		
75	債権管理・回収の一元化の検討	収納対策課	34
	・取組スケジュールの「実施」を平成28年度に変更		
83	ファイリングシステムの導入と維持管理	総務課	36
	・「定着に向けた維持管理（研修・職場指導）」の取組スケジュールを平成28年度まで「維持管理」に変更		
97	家屋評価図面等のデータベース化	課税課	40
	・「図面（管理番号付設済）のスキャン作業」の取組スケジュールを平成28年度まで「実施」に変更 ・「電子データ検証・検索システム構築」の取組スケジュールを平成28年度に「実施」に変更		

「早出・遅出勤務」の本格実施について

1 趣 旨

本市は、平成27年度に国家公務員の取組を参考に「夏の生活スタイル変革」(朝型勤務)を試行実施し、平成28年度においては、出退勤時間のさらなる弾力化を図り、勤務時間の前倒しだけでなく、後倒しも加えた「職員の希望(私的な事由)に基づいた早出・遅出勤務」を試行実施したところである。

これら試行結果(別紙1参照)と現状分析等を踏まえ、次の3つの観点から本取組が全ての職員のワーク・ライフ・バランス及び働き方改革の後押しになるものと期待できることから、活力ある組織の実現と効率的な業務運営の推進によるさらなる市民サービスの向上を図るため、本年7月から通年による本格実施を行うこととする。

働き方改革のための意識改革・仕事改革

本取組は、職員自らが出退勤時間を選択することから、勤務時間内で効率的・計画的に業務を遂行する意識を高め、生産性を向上させることで、時間外勤務の縮減やそのための仕事の進め方の改革につながる取組として期待できるものである。

早出・遅出勤務を実施した職員の平成28年度の時間外勤務時間数について、前年度同月比で約23%縮減された(7月・8月勤務分を比較)。

仕事と生活の両立支援

本取組によって、育児や介護、趣味や自己啓発、地域活動やボランティア活動等といった、個人のライフスタイルやライフステージに応じた柔軟な働き方が可能になるなど、仕事と生活の両立を支援する取組として効果が期待できるものである。

実際に実施した職員からは、有意義であったとの声が多く寄せられた。

育児や介護等をしながら活躍できる職場環境の整備

共働き世帯の増加とともに、男性も含めて育児や介護を担うなど時間制約のある職員が増加している中、男女を問わず全ての職員にとって働きやすい職場環境の整備は非常に重要な課題となっている。

特に育児で時間制約のある職員に対しては、現在、育児休業や部分休業、育児短時間勤務など、仕事と育児の両立を支援する制度はあるものの、一方でその間、重要な仕事を経験できずキャリア形成ができないといったケースも見られるところである。

本取組は、勤務時間を確保しながら(=職責を果たしながら)かつ、余暇(育児や介護等)の時間も作り出す工夫として取り組むものであり、出産・育児・子育て・介護の各ステージにおいて、男女を問わずキャリア形成も見据えた働き方ができる取組として期待できるものである。

2 実施内容

(1) 対象職員

通常の勤務時間（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）により勤務する正規職員（再任用フルタイム職員含む。）

ただし、交替制勤務職員等業務の性質上実施が困難な職員及び地区センターに勤務する職員は、対象外とする。

(2) 勤務時間等

早出・遅出勤務を希望する職員が、勤務時間を次の区分から選択する。

区分	勤務時間	休憩時間
早出	午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで
早出	午前 7 時 45 分から午後 4 時 30 分まで	
早出	午前 8 時 00 分から午後 4 時 45 分まで	
早出	午前 8 時 15 分から午後 5 時 00 分まで	
遅出	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで	
遅出	午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分まで	
遅出	午前 9 時 15 分から午後 6 時 00 分まで	
遅出	午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで	

開庁時間（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）は、変更しない。

3 実施方法等

- (1) 早出・遅出勤務を希望する職員は、前日までに庶務管理システムにより所属長に申請し、承認を得る。
- (2) 所属長は、職員の勤務状況等を把握した上で、公務の運営に支障がないと認める場合に申請を承認する。
- (3) 早出・遅出勤務を実施した職員は、出退勤時刻を庶務管理システムに打刻する。

4 その他

- (1) 早出・遅出勤務を実施した職員に対しては、原則時間外勤務を命じないこと。
- (2) 特に育児や介護を理由に早出・遅出勤務を希望する職員については、できるだけ優先的に認めるなどの配慮を行うこと。
- (3) 深夜にまで及び時間外勤務を命じざるを得ない場合は、翌日の遅出勤務と併せて行うなど、職員の心身の負担軽減への配慮を行うこと。
- (4) その他運用に関して疑義が生じた場合は、人事課に協議すること。

「働き方改革（早出・遅出勤務）」の試行結果について

1 概要

実施期間 平成28年7月4日（月）から平成29年2月24日（金）まで

対象職員 通常の勤務時間（午前8時30分から午後5時15分まで）により勤務する
正規職員（業務の性質上実施が困難な職員等については対象外）

主な内容 職員の希望に基づき勤務時間を最大で1時間前倒し・後倒しする。

なお、開庁時間（午前8時30分から午後5時15分）の変更は行わない。

2 実施状況

(1) 実施率 14.6%（うち女性10.4%）

実施職員数69人（うち女性14人）/制度対象職員数474人（うち女性134人）

(2) 勤務時間別の実施状況

早出勤務と遅出勤務の全体の割合は、早出が約75%、遅出が約25%であった。

区分	勤務時間	延べ実施職員数	構成比
早出	午前7時30分から午後4時15分まで	121(11)人	32.9(39.3)%
早出	午前7時45分から午後4時30分まで	69(2)人	18.8(7.1)%
早出	午前8時00分から午後4時45分まで	59(5)人	16.0(17.9)%
早出	午前8時15分から午後5時00分まで	26(3)人	7.1(10.7)%
遅出	午前8時45分から午後5時30分まで	2(0)人	0.5(0.0)%
遅出	午前9時00分から午後5時45分まで	62(1)人	16.8(3.6)%
遅出	午前9時15分から午後6時00分まで	4(1)人	1.1(3.6)%
遅出	午前9時30分から午後6時15分まで	25(5)人	6.8(17.9)%
合計		368(28)人	100.0(100.0)%

(3) 目的別の実施状況

「子育てのため」(29.6%)が最も多く、次いで「医療機関の受診のため」(14.1%)、「心身のリフレッシュのため」(13.6%)が多かった。

男性職員の育児休業等の取得率は依然として低いものの、育児への関心の高さや今回の取組が男性職員にとって比較的利用のしやすいものであったことが窺える。

区 分	延べ実施職員数	構成比
子育てのため	109(8)人	29.6(28.6)%
医療機関の受診のため	52(6)人	14.1(21.4)%
心身のリフレッシュのため	50(8)人	13.6(28.6)%
地域活動やボランティアのため	41(0)人	11.1(0.0)%
家族との団欒のため	33(0)人	9.0(0.0)%
文化活動や趣味のため	19(2)人	5.2(7.1)%
自己啓発のため	7(0)人	1.9(0.0)%
介護のため	3(1)人	0.8(3.6)%
その他	54(3)人	14.7(10.7)%
合 計	368(28)人	100.0(100.0)%

「延べ実施職員数」欄の括弧内はうち女性職員数、「構成比」欄の括弧内は女性のみ
の構成比の数値です。

構成比の数値は、表示単位未満を四捨五入して記載しており、合計数値と一致しな
い場合があります。

平成29年度いみず^{ほうすう}鳳雛きらめき塾の実施について

- グローバル人材育成のための基盤づくり -

1 目的

社会情勢の変化により情報化や国際化が急速に進む中、新しい時代を切り拓くグローバルな人材育成のため、意欲ある中学生（鳳雛）に、貴重な体験と刺激を得る機会をつくり、世界に羽ばたき、将来の射水を担うたくましい人材を育成する。（鳳雛とは、鳳凰のひなのことで、将来様々な分野での活躍が期待される少年の意味。）

2 概要

- ・ 内容 本市にゆかりがあり東京で活躍する事業家に密着し、東京のビジネスマン（社長業）の疑似体験や、各界の第一線で活躍する先輩など（ベンチャー起業家、アスリート）と懇談などを行う。
- ・ 開催地 東京都内と富山県内で開催
- ・ 期間 3日間
- ・ 参加人数 市内中学校中学生6名（予定）

3 スケジュール概略（案）

（1）東京都内

日程	時間	内容	活動例
1日目	午後	集合、移動	東京都内へ移動
		オリエンテーション	顔合わせ、事前説明
		宿泊	都内
2日目	午前	ランニング	事業家と伴走（皇居周辺）
		会議見学	取引先（外国人クライアント等）との打合せや社内会議に同席し社長業を見学
	午後	懇談・座学	射水市ゆかりの起業家やアスリート等と懇談し人生観等を学ぶ
		移動、解散	富山県へ移動・帰宅

（2）富山県内

日程	時間	内容	活動例
1日目	午前	ワークショップ	都市圏で活躍後、富山県に帰郷し活躍している人物との交流
	午後	総括、解散	

射水市立射北中学校グラウンド改修工事に伴う鉱さいの処理について

1 事業概要

- (1) 事業名 射水市立射北中学校グラウンド改修工事
- (2) 請負業者 原建設・四方組射水市立射北中学校グラウンド改修工事共同企業体
- (3) 工事期間 平成29年2月14日～平成29年9月15日（繰越明許）
- (4) 工事概要 グラウンド改修（表層改良・暗渠排水等）、プール解体、部室整備、テニスコート整備、緑化整備

2 経過

4月上旬からグラウンド外周の排水整備工に当たり、掘削・残土処理を開始したところ、その一部から鉱さいが発見された。

この鉱さいは、昭和25年に竣工した射水北部中学校（現射北中学校）校舎を建設する際の土地造成時に埋められたものと推測される。

当時、鉱さいの埋め立てに対する規制はなく、産業廃棄物として処理を規制されたのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）制定後である。

このことから、今回発見された鉱さいについては、一般残土として処理ができない産業廃棄物であり、処理費用の関係上、即応できないことから、現在は市所有の未利用地に仮置きしている状況である。

なお、鉱さいの有害物質の分析結果は、基準値の範囲内であった。

3 対応方針（案）

工程を進める中で、鉱さいが施工箇所全般から発見されることも想定されるため、最終的な処分量が確定した段階で予算措置をして対応する。

造成計画平面図



鉦さい発生箇所
(H29.5.31現在)

射水市立射北中学校グラウンド改修工事等

平成 年度 第 号	
射水市 堀岡古明神地内	
射水市立射北中学校グラウンド改修工事等 実施設計業務委託	
造成計画平面図	葉中
縮尺 1:250 (1:500 A3)	第 2 号
射水市都市整備部営繕課	